

厚岸町議会 第4回定例会

平成30年12月13日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤委員） ただいまから、平成30年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

- 議長（佐藤委員） ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（佐藤委員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、音喜多議員、8番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（佐藤委員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
はじめに、6番、室崎議員の一般質問を行います。
6番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従い質問いたします。
3点ございます。
1点は「障害のある人への職員対応マニュアル」というのが、今回、ほぼでき上がったと聞いておりますが、この今回作成の「マニュアル」の内容及びその活用方法についてお聞きいたします。
2番目として、認知症ケアについてであります。昨今、認知症ケアの手法として、「ユマニチュード」というのが注目されていると、そのように聞いております。この「ユマニチュード」とは何なのかお知らせいただきたい。また、町はこの「ユマニチュード」をどのように評価しているか、これについてもお聞きします。
3点目は、町内に在住する外国人に対する防災対策であります。
現在、町内に住んでいる外国人というのは、相当の数に上っていると聞いております。緊急災害時における町内在住の外国人に対する避難誘導體制、また日常避難訓練への参加や防災教育がどういうふうになっているのか。そして、3番目として万が一のときの避難所での対応ということについての考えは、どういうふうになっているのか、その点についてお聞きいたします。
よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤委員） 町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「障害のある人への職員対応マニュアル」についてのうち、「今回の作成の「マニュアル」の内容」についてであります。平成28年に施行されたいわゆる障害者差別解消法において、行政機関には差別の解消に率先して取り組む主体として、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務づけられております。

このため、職員が法の趣旨を正しく理解し、障害を理由とする差別の解消の基本的な考え方や障害の特性を理解した上で、適切な配慮ができるよう、本年10月に「障害のある人への職員対応マニュアル」を作成し、職員の周知を行ったところであります。

このマニュアルは障害への理解として、視覚障害、聴力障害、肢体不自由の主な障害を8つに区分し、障害の特性やそれに対応したコミュニケーションの留意点のほか、当事者や家族、関係者から直接お聞きしたメッセージを掲載した内容となっております。

また、それら場面別に分けて掲載しているほか、文書を作成する際は読みやすい大きさの文字を使用すること、見分けやすい色使いをすることなど、障害の「ある」「なし」にかかわらず、配慮すべきことや障害に関するマークの周知、職員研修の実施などを盛り込んでおります。

職員研修については、11月26日に午前と午後の2回、開催したところであり、いわゆる北海道障害者条例に基づき、市町村の取り組みに対する助言等を行う支援員として、釧路圏域に配置されている地域づくりコーディネーターを講師に迎え、合計で49人の職員が参加をしております。この職員研修については、今回参加できなかった職員や新規に採用した職員が参加できるよう、今後も継続して実施することとしております。

次に「活用方法」についてであります。このマニュアルは町の職員向けに作成したものであります。町民や町内の事業者における障害者への対応の参考になるのではないかと考えており、町のホームページへの掲載について進めているところであります。

また、事業者においても合理的配慮の提供については、努力義務となっているものの、障害者に対する不当な差別的取扱いは禁止されております。このため、事業者による差別の解消に向けた取り組みに、このマニュアルを活用できないか、厚岸町商工会と協議をしたところであり、今後さらに協議を重ね有効活用をしてみたいと考えております。

次に、2点目の「認知症ケアについて」のうち「認知症ケアの手法として注目されている「ユマニチュード」とは」についてであります。ユマニチュードとは「人間らしさと取り戻す」という意味のフランス語で、1979年にフランスで生まれ、学びやすく実践しやすい認知症ケアの一つとして、近年注目されております。

ユマニチュードは「人とは何か」「ケアをする人とは何か」を問う哲学と、実践的な技術から成り立っており、具体的には「見る」「話す」「触れる」「立つ」という人間の特性に働きかけ、ケアを通じて言葉によるコミュニケーションが難しい人と、ポジティブな関係を築いていくことにより、結果として「攻撃的な方がケアを受けられるようになった」「言葉を発しなかった方が再び話すようになった」「寝たきりの状態だった方が立ち上がり歩けるようになった」などの効果があるとされております。

ユマニチュードの研究・教育を行う研究所は、フランス国内のほかベルギー、スイス、ポルトガル、ドイツ、カナダなどにあり、日本では2014年に支部が誕生し、介護・医療

関係者、介護をする家族及び一般の方を対象に講演や研修、ケアの実践などを行っているとのことであります。

次に、「町はユマニチュードをどのように評価するか」についてであります。町としては本年10月24日にテレビ番組での内容が放送され、その放送を見た方からお話をいただき、ユマニチュードを知ったという状況にあります。

早速、その番組の情報を収集し概要を把握したところ、このユマニチュードを実践したことによって、さきに述べたような大きな効果があった事例が紹介されており、現段階で確認した範囲では、非常に有効な技法ではないかと考えているところであります。

さらに、内容を把握するため、貸し出しされているDVD3巻セットの問い合わせを行ったところ、テレビ放送の影響で申し込みが多く対応できないとの回答を受けておりますが、今回改めて問い合わせを行ったところ、近々貸し出しを受けることができることになっております。

ユマニチュードは、専門職、家族及び一般の方にも有用な技法とのことでありますので、今後さらに知識を深めた上で介護事業所等とも相談し、活用について検討していきたいと考えております。

次に、3点目の「町内在住の外国人に対する防災対策について」のうち「防災緊急時における町内在住の外国人に対する避難誘導體制」についてであります。町では厚岸町地域防災計画において、外国人に対する対策について、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を、いわゆる災害時要援護者として位置づけ、災害発生時に迅速、かつ的確な行動がとれるよう、環境づくりに努めるとともに、外国人登録等さまざまな機会を捉えて、防災対策についての周知を図ることとしております。

雇用主においては、避難誘導體制はとっているとのことでありましたが、町としてその避難誘導體制や具体的な対策を講じることができていない状況にありますので、多言語化した避難看板に取りかえる方向で検討したいと考えています。

次に「避難訓練への参加や日常での防災教育」についても、雇用主における参加誘導と防災教育にとどまり、町としてはその対策を講じることができていない状況にありますので、まずは多言語リーフレットを準備して対応を図りたいと考えております。

次に「避難所での対応」についてであります。外国人に対しましては引き続いた避難情報や応急対策活動情報など振り仮名をつけたり、多言語及び易しい日本語で定期的に提供することが必要と考えております。

傷病者や疾病者対応については、治療が必要な場合は近隣に医療救護所などが開設されているかを確認し、外国語ができる日本人や日本語ができる外国人同行者がいる場合は随行を依頼し、いない場合は従業員に付き添いをお願いしていきたいと考えております。

また、外国人対応専用の相談窓口を設置して、心のケアを含む相談体制も必要と考えておりますが、災害発生後の対応としては丁寧なコミュニケーションが最も重要と考えております。

以上でございます。

●室崎議員　ご質問いたします。

まず、一番最初に障害者への対応要領、厚岸町の場合にはマニュアルということになっていますが、これについてお聞きいたします。

まずは、これ厚文で今作成中なのだというところで、大体のアウトライン以上のものができ上がったときに報告を受けまして、私個人といたしましては、大変に感激いたしました。厚岸町も、ここまできたのだなど。担当者が非常に真剣に、そして一生懸命努力をなさっているということがよく分かりまして、大変ありがたいなと思っております。

また、これを読みますと障害というものの種類にはこんなにたくさんあるのだと、そしてそれぞれについて、いわば特色といいますか、それぞれの特徴があって、それに健常者のほうは一生懸命理解して、少しでもこの人たちの必要とするものに沿い得るような対応をしなければならない。知らないということが人を傷つけているということが、これを読むとよく分かります。そういう意味でも、大変結構なものが出てきたなということで、私は高く評価しております。

その上でお聞きいたしますが、まずこういうものをつくったときに得てして最も悪い例は、これが一部ずつか二部ずつか知らないが、印刷されて各課に配られ、それでその配られたものは課長席の後ろの棚にぽんと入れられて、ほこりをかぶって1年か2年するとどこに行ったか分からなくなると。こういうことが今までの役場の中でもちょこちょこ見分しておりますが、そのようなことにならないために、この活用方法というのは相当地にきちんと内部でつくっていかなければならないと、そのように思います。

今、北海道障害条例に基づいた研修というような話もありましたが、これはこういうマニュアルがあろうとなかろうと行っていることですよ。これ使ってどうするかという活用方法、それらについては具体的に、今、町長の答弁にあったようなもの以外にはどんなことを考えていますか。

●議長（佐藤議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　このマニュアルを作成いたしまして、このマニュアルにつきましては、全職員にメール配信でもって周知をしております。

それで、各個人で確認をしていただくということが、まず一つ。

それと、今回は釧路圏域のコーディネーターを呼んでということで、私どもが講師となってこのマニュアルの研修ということも考えたのですが、まずは本当にそういった専門の方に一度来ていただいて、そして研修会をやりたいなど。このマニュアルを一応題材にはしましたけれども、その前段、障害とはというようなことも含めて、お話をいただいてということでございます。

ただ、その研修1回で済まそうとは思っておりませんので、毎年新しい職員も入ってまいりますので、それも含めて研修は継続してやっていくと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員）　6番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

まずは、そういう研修といいますか勉強といいますか、それを徹底してやってほしいのです。

それで、提唱いたしますが、どうもお聞きしていると新人研修だとか職員とかという話に終始しているのだけれども、まずは町長、副町長、はじめとする理事者、それから管理職、そういう人たちがこれをきちっと勉強をすることが大事ではないですか。

上のほうにその感覚がないときに、新人や下の職員に一生懸命言たって浸透しないですよ。この点は、どうですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

大変このマニュアルにつきまして、お褒めをいただきましてありがとうございます。

これからまた、内容によってはいろいろとご期待に沿える点も、ただただ出てくるのでなからうかと、そのように思います。

そういう中で、今の時代はノーマライゼーションの時代であります。これは、障害者とともに、やはり特にこのマニュアルに沿っていろいろと対応していかなければならない点、ただただこれから出てくるわけでありますので、そういう中での、やはり行政の責任、極めて私は大きいと思っております。すなわち、施策の中でどう取り扱っていくかという考えをもっていかなければならない。もちろん、今までもやってきましたけれども、しかしながらより以上に、この点について対応をしていくようにならないと、そのように考えておるわけであります。

そういう面では、ご指摘のとおりでございますので、さらに努力をしながらご期待に沿うように体制を整えてまいりたいと、まず上部がしっかりと対応しなければならない覚悟でおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それから、町長の答弁の中にもあったのですが、これは役場庁舎内だけの中でやれば、それでいいのだというものではないわけで、そのことはもうよく分かっているらっしゃると思います。

そうすると、このマニュアルのうち町職員だけに必要なものというのが何ページかあるかもしれません。そういうものを外せば、これはもう一般町民みんなに必要なものになるわけです。そういうものを例えばこしらえて、そしていろんな団体、いろんな地域の町民の皆さんと勉強会を行うと。単に、この冊子を配って読んでおいてください、メールで配信しましたから、後はあなたが見てください、見なかったら終わりですよ。

そうではなくて、こういうものというのは、やはりこれを題材にして話し合うということも非常に必要だと思います。それを厚岸町全体に及ぼしてもらいたい、それだけの値のあるものだと思いますので、そういうところから今、町長の答弁にもあったような

ノーマライゼーションとかバリアフリーとか、かけ声はいろいろあるのですが、そんな言葉を知らなくても日常の動作、日常の生活の中でそういうものが実現されていけばいいわけですから、それを進めていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。室崎議員も会長いたしております団体もご承知のとおりであります。そういういろいろな団体が数多く厚岸にはありますので、連携を密にしながら、やはり全体の責任の中で、せっかくなつくつきたマニュアルでありますので、町職員だけではなく町として取り組む、町民とともに取り組んでいかなければならないと、そういうマニュアルであるということも、ご主張の中で我々は進めていかなければならないことである、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、最後に内容にちょっと入りますけれども、実はこれをいただきまして、私どもコミュニケーション障害の会というのをやっております、目、耳、口といった他人とのコミュニケーションをとる器官機能に障害のある人たちの集まりをつくっておりますが、そこでこれを皆さんにお話ししたわけです。

そのときに、一部の会員からちょっと意見が出ましたので、参考までに申し上げますが、7ページの誘導のコミュニケーションの問題点と青でやっているのですが、その最後のところに同行して案内をするときは、肩や肘に手を添えてもらい案内します。これは、いいのです。白杖を持っているときは、お互いに白杖の端を持ち案内しますとあるのですが、これは非常に危険であるという声も出ました。誤解を招くと。それで、そういう点に関しては、ご検討をいただきたいと、これはこうしてと言うのではなくて、ご検討をいただきたいということを申し添えておきます。

それで、この内容に関しては、私たちはその部分しか分からないのですが、それ以外のところにも、もしかすると当事者から見るとというのがあるかもしれません。そういうところについては、最終稿ができ上がるまでに磨いていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 白杖のことについては、ちょっともう少し確認をしながらやっていきたいと思えます。

それで、このマニュアルですけれども、10月でもって作成を一応完了したという形にしております。このマニュアルがそれでもう終わりということではなくて、それをバージョンアップさせていくというか、そういうふうにご検討をいたしまして、今、平成30年10

月版ということで作成をいたしましたので、そういった修正を加えていく部分については、適宜修正をしていくというようなことで考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 よろしく申し上げます。

次に、移ります。

次に、聞きなれない言葉なのですが、ユマニチュードという。これ、平成24年に初めて日本に入ってきたのですよね。ですから、非常に新しいものでもあるのですが、フランスでは30年ほど前に確立したらしい。ヨーロッパでは相当に、答弁にもあるように普及していますね。このごろ、マスコミにも取り上げられるようになったようです。

それで、内容に関して今時間もありませんから、大体一通りの説明がありましたので、それでいいのですが、患者中心のあるいは被介護者中心の技法であるという説明をする人もいるのですが、日本に招いた創始者も、そのフランス人の方のおっしゃるには、そうではないと言っていますね。ケアをする人と受ける人のきずな、心のつながり、関係性、それが中心なのだ。そういうふうに言っているのです、その辺りはなるほどなと今思っておりました。

それで、実は介護の現場だけではないのです。今、非常に苦勞しているのは、急性期の病院でも看護に当たる方が大変苦勞しているわけです。それは、一つの推定統計なのですが、75歳から79歳までの急性期病院の患者さんのうち、認知症の症状を呈している方が9%ぐらいいる。85歳以上では、34%ぐらいになる。そうすると、この介護や看護の職にある人が、あなたのために私はあなたを助けようと思って一生懸命やっているのですよという、優しい心を持って対応するのだけれども、それが対象者には全く伝わらない。それで、ひどい場合にはBPSDというような言葉で言われるそうですが、周辺行動、不安、妄想、徘徊、せん妄などということが起きることもあります。そうすると、近づいただけでいきなり爪を立てて顔を攻撃されたりするわけで、看護ができないわけですよ、介護ができないわけですよ。それで、結局泣き泣き押さえつけて、清拭をするというような現場での辛さが今出ているのです。

このユマニチュードを導入したある施設では、これがきちっと職員の間浸透したら離職率ががたんと減ったというのです。自分の仕事に、生きがいを持てるようになった。要するに、意思の疎通が起こるわけですね。全てがそうだとはいませんが、最も典型的な例なのでしょうが、何を話しかけても目をつぶって一切反応しない。それから、口の中をきれいにしようとしたら、もうかみつかれる。清拭をしようすると、もう大声を上げて暴れる。そういうような患者さんに、このユマニチュードの技法をもって接したところ、返事をするようになって1カ月ぐらいで箸を持って食事をするようになったというような事例の報告もあります。これが、1例だけではなくて、あっちこっちで報告されてきているのです。

それで、あえて苦言を申しますが、こういうようなものが今国内でどんどん動いているときに、テレビを見た町民から話を聞いて初めて分かったと、そんなことがあるのかと知ったというのが、余りにもそういう情報に対する感覚が鈍いのではないかと、これ

は苦言を呈しておきます。

その上で、いいものはどんどん取り入れていくべきだと思うのですよ。それは、被介護者や病院の患者のためだけではないのですね。そこに働く人たちの援助であり、ある意味ではその人たちを守るために進めていかなければならないことだと、そのように思うのです。私は、このユマニチュードというのしか知らないけれども、いやいやそのほかにこんなのがあって、そっちのほうがいいのだというのなら、それでやってください。

これは、やはり一事業者が自分で情報を集めてきて、それをやったらそれは大いに結構ですよ。だけのものではないと。やはり、そういうところは介護保険でいうところの保険者が、やはりきちんと情報を集めてリードしていくという対応が非常に必要ではないかと、そのように思うのですよ。

それで、もう一つ言いますとDVDの話が出ていました。このDVDについては、私も鉏路のそういう団体のほうに聞きましたが、非常に長時間にわたり専門的で、意識がない状態でぼんとそれを見ても、なかなか受け入れることはできないではないかというふうに言っています。いろいろ調べてみますと、既に普及活動のために随分と人が動いています。そういうような講師を呼んで、みんなで研修会をやるとか、そういうことも必要ではないかと、そんなふうに思うのですが、この点いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長

●保健福祉課長（阿部課長） このユマニチュードの活用という部分について、私どもも職員を含めて、どのような形がいいだろうかというようなことの検討をいたしました。今、DVDを取り寄せることができるようになりましたので、それを含めて職員と検討をさらにしたいと思っていますけれども、今、入手している情報では、この手法を活用するためにはなかなかいろいろな制約があって、活用というのが例えばDVDを買って、それをいろんな事業者を集めて見るだとかというようなことも、基本的にはやはり著作権の話だとか、できないようなことがあるようですので、今おっしゃられた講演会というのがいいのではないかなと、私どもも考えております。

その講演会をして、実際にそれぞれの事業所がそれを見ていただいて、そしてそこでそれぞれの事業所に判断をしていただくということが必要だなと。それから、町民の皆さんにもお知らせできるかなというようなことで、講演会というのは有効な、まずは講演会というようなことで、私どもも考えております。

ただ、今この講演会という、申し込みを休止をしているという情報を得ております。そういうようなこともありますので、なかなかすぐ対応ができるかという難しい部分があるかなとは思いますが、引き続きそういった活用を検討していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 これは研究者、整形外科医の肩書になっていますが、認知症ケア技法ユマニチュードを用いて、スタッフの意識がどういうふうに変ったのかという、相当詳細な

研究結果が発表されております。個々のことは別にして、結論として、これはアンケートに自由表記で答えたものを集計化して行って、三つに分けたものなのですが、スタッフがだから自分で答えているわけですね。それを見ますと、まずスタッフの認知症への知識が増えて、理解を深めることができるようになったと。

2番としては、今まで非常に不安を感じていたと。自分の知識不足もあってというふうに書いている人もいるようですが、それがこの技法を取り入れて被介護者あるいは患者との意思の疎通ができるようなことになった結果、自分が被害を受ける危険があるという悩みが解消したと。

これは、私も実際に今から十数年前、私の身内が町立病院にお世話になっていたときに、せん妄というのでしょうか、看護婦さんが、当時は看護婦さんでしたよ。何かをしようとして、その患者さんに近づいたとたんに、至近距離まで来たとき、いきなり顔をかっちゃんかかれたのですね。それで、眼鏡が吹っ飛んで壊れて、それで顔にひっかき傷ができて血が吹いたですよ。偉いものだなと思いました。それでも、笑顔を絶やさずに診ていましたからね。ところが、相手は何か近づいてくるものが、皆、自分を攻撃しているというふうに思っているみたいな雰囲気でしたね。そういう、いわば危険と隣り合わせで、今、仕事をしている方がたくさんいるということなのですね。その不安がなくなったという、これは大きいなと思いました。

それから、認知症というものをこのユマニチュードを通じて非常に勉強した結果、臨床の場で実施することで、認知症患者への態度や話しかけという、自分が変わったというようなことを書いている方もいる。まさに、そういうようなことがこの技法、110ほどあるそうですが、それが結局一つの理念、哲学によって、きちっと裏打ちされているというところが特徴ですよ。それを取り入れることで、こういうことが起きていく、それが各地で起きていると。それで、今、大学の医学部でも、これを実際の課程の中に取り込んでいると。お医者さん自身が、こういうものについて必要なのだということで、これを取り込んでいるというところが幾つか出てきているようですので、非常に混んでいるという話もありますけれども、どうか一つ積極的に、それを研究し取り込むということをお願いしたいと、いかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほども申し上げましたけれども、やはり各事業所さん、それから家庭でも困っていらっしゃる方、たくさんいらっしゃると思います。その方々に、こういうものがあるということをお知らせするというのをしたいと思っております。

それを活用するためには、今度その事業所がそれぞれいろんなコース、四つくらいのコースがありますけれども、そのコースの受講をしていただくという形になるかと思っております。そういう意味で講演会等の周知というのを、まずしたいなと考えております。ちょっと混み合っている状況もありますので、それはできるだけ早くできるように、調整をしていきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 お願いしておいて、こういうことを言うのは何なのですが、今まではどちらかと言うと、施設あるいは機関、そういうところの職員、対応に当たっている職業として行っている人に関して意識的に私は申し上げました。

今、答弁にもあったように、それだけではないのですね、介護をしている人は。家庭の介護というのがあるわけです。家庭介護に当たられている方も、たくさんいるわけですね。そういうところに、こういう技法がもし取り入れられるならば、これは意思の疎通やそういうことが非常に図られるならば、ずっと楽になるのではないかと、気持ちの上でも。家庭介護をしている人は、ものすごいストレスにさらされているわけです。まず、職業としてやっている人には、休日があるのですよね。時間外というのがあるのですよ。でも、家庭で見ている人は、365日24時間なのですよ。まず、これが一つですね。

それから、感謝されないのですね。ものすごい苦勞しているけれども、ほとんど感謝されない。周りも余り理解してくれない。むしろ、落ち度を指摘される。そういう状況ですよね。そして、本当にたこつぼに入ったような状態に落ち込んでしまう。ぎりぎりいっぱいのところ、それでも何とか自分にむち打ってやっているという人が非常に多いわけです。そういうところに、こういうものを持っていったときに、切羽詰まったぎりぎりの状態でいますから、あなたのやり方が悪いからうまくいかないの、こういういいやり方をしたらもっとよくなりますと言われていたような印象を与えてしまったら、これは逆効果ですね。

ですから、家庭介護を行っている人にこういうものを提供して介護技術を上げていくための、いわば入り口をどういうふうにつくっていくかというのは、非常に難しいところがあると。もう、倒れるか倒れないかの限界で今、私はこんなに一生懸命やっているのに、まだ何かやれというのと言われたときには、言葉がないです。その辺りを十分に考慮しながら、なおかつ本人、そして介護している人の両方のためになる、こういうようなものをどう提供し導入していくか、その点についても、余計なことながら十分にご検討をいただきたい、そのように思いますが、いかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃるとおり家庭での介護というのは、非常に大変な状況というのは私どもも聞いているところたくさんありますので、そういう部分では何とかそのところに、そういったことを伝えていけるようなことというのは、本当に必要かなと思っておりますので、引き続きそういったものについて検討をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。時間もないので、次に行きます。

次に、外国人と防災の問題です。

本題に入る前に、今、厚岸町内に住んでいる、期間の長短はあるでしょうが、住んでいる外国人というのは何人ぐらいいるのか。それから、町内のどういう地域に何割ぐらいの人がいるのか。あるいは、職種、それから母国語、例えばブラジルから来ている人はポルトガル語を話すそうですね。というような主たる母国語としてはどんなものがあるのか、そういう部分についての調査・統計がありますでしょうか。ありましたら教えていただきたいと。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） お答えを申し上げます。

直近の数字で申し上げますけれども、現在、厚岸町内には129名の方々がご在住でございます。7カ国の方々に、一番多いのがベトナム、二番目に多いのがフィリピン、それ以下はいずれも1桁未満となっております。

町内の地域でございますけれども、これも整理されているのですけれども、かなり広い地域にいらっしゃって、特に多いのが港町に41名。次に多いのが太田で25名。それから、若竹で14名。そのほか、全部ではないですけれども、いずれも10人未満の方々が非常に多く住んでおられます。

私どもが今般、押さえていることができたのは、全ての方々の職種まで実は残念ながら調査することができませんでした。水産加工業に携わっている外国人と、それから農業にかかわっている外国人の方々がおります。農業では30名の方々、これはいずれもフィリピンでございました。そのほか水産加工業は、1社では30名の方がいるのですけれども、もう1社の方はちょっと人数がちょっとお聞きできなかったのですけれども、農業と漁業だけで恐らく80人以上はいるのかなと押さえております。

ただ最後の、いずれも水産加工業にいる方については、日本語で話せる社員といえますか、まだいらっしゃらないようでございます。それから、太田のほうについてもやはり通訳もいらっしゃるということで、まだまだ日本語の状況ではないということで、いずれも母国語を使用しているようでございます。他の部分については、残念ながら押さえていないところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、まずいざというときに、先ほど答弁にあったように災害の弱者という位置づけをして、特別な配慮を要するのだということを正面からおっしゃってくださったので大変心強いわけですが、まず何よりも今話を聞いていてもそうなのですが、日本に暮らして日本語がべらべらであるというような人たちがばかりなら、これはいいのですけれども、そうはいかない。

それで、結局どうやって言葉の壁を乗り越えて、スムーズに情報をいざというときに伝達するかという問題だと思うのです。昨日の議論を聞いていても、今、情報伝達のためにいろいろな電子機器を利用して、SNSだとかいろんなことをやっている、評判も大変よろしいと。脇で聞いていると自画自賛というような感じもするのですが、そう

ということが行われていると、そのことは悪いことではないのです。

ただ、こういう最新機器を用いての情報伝達、情報伝達に限らないのですが、非常に便利で効果があるのですけれども、落とし穴もあるということです。それは何かと言うと、そういうものを使って情報を得ることのできる人は、ほかの手段でも大体得ることができるのです。情報収集能力に劣る人が、そういう電子機器を使って情報を得ることはできないのですね。結局取り残される人たちは、どこまで最新式の機械を使っても取り残される可能性がある。そこをどのように手を差し伸べていくかという種類の問題だと、そのように思っております。

それで、この前、これも余計な話なのですが、これは外国人観光客、バックパッカーだとかそういうような人たちを相手にする安い泊まる施設をやっている人が、道内にも結構あるらしいのですが、そういう人たちが横の連絡を取って、まさに外国語での、いざというときには、こういうところに避難してくださいというようなポスターをつくって張っていったと。そのときにインタビューを受けて、こういう場面では紙に勝る媒体はないというようなことを言っていました。そういうことを含めて、今、看板をつくるとかいろいろリーフレットをつくるとか、工夫、検討をなさっているようなので、ぜひその辺りを一つお願いしたい。

それから、7カ国の人が来ているということですが、母国語としてはどんなものを取りそろえればいいのかというのは、やはり実情調査をしていただきたいのです。その辺りをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 外国人に対する、いわゆる災害時の要援護者、いわゆる現在では避難行動を取れるかどうかというところがその情報で、まずは第1点目の重要なポイントであります。先ほど申し上げたとおり、まだ実は、残念ながら私ども実際にどういう状況で、実は地震というものを知っているかどうか、あるいは津波というものを知っているかどうかも承知できない状況であります。

新たな体制では、危機対策室、新たな体制になりますけれども、ぜひ事業所訪問などをして、そういう直接コミュニケーションが取れる関係は、まず必要かなと考えております。その上で、どうしたらいいのかということも、浮かび上がってくるのかなということでもありますので、そのように考えてございます。

それから、母国語の調査でありますけれども、それもあわせて行いたいというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私、日常での防災教育というふうに、いざというときと日常と分けて質問をしているのですが、自分なりにいろいろ考えていくうちに、実は一緒だなということを非常に思いました。日常からきちんとしていけば、いざというときにもそれは使えるのですよね。そういう意味で今、各事業所との対応をきちんとしていくということをおつ

しゃっているのです、ぜひよろしくお願ひしたいということです。

それから、もう一つは避難所なのですが、避難所でも何か治療が必要だとか傷病、疾病というようなときには、確かにこういうことが必要だと思うのですが、そうでなくても避難所までは何とか行けたとしても、そこで飛び交っている言葉は全部日本語で、何を言われているのはよく分からないというようなことだってあり得ると思うのです。本当に大変で必要だったら身振りでも手振りでもできるよと言えば、それまでなのだけれども、やはり分かったほうがいいですね。そういう意味で、そういうときに通訳もない、外国語をできる日本人もその中にはいない、そういうときでも何とかできるというようなことも考えていただきたいなど、そのように思いますが、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今般、事業所に2点、3点ほど聞いたところですがけれども、やはり業務以外の日常においても、やはり連絡体制をとっているようなことをおっしゃっております。非常にありがたいなと思っていますので、そこら辺もそれぞれの事業所について、またどのように考えているかも一緒にお聞きして必要な対策について講じてまいりたいと思います。

それから、避難所内の外国人の対応でございますけれども、これまでの熊本地震であるだとか大規模災害において、既に自治体で外国語の図をつくったり、いろんなことをしていたらいいのですけれども、どうもそれは生かされなかったと。つまり、つくったのだけれどもどう掲示していいか分からなかったとか、要はしまい込んだままの状況もあったようでございます。

ただ、それはやはりいいことだと評価されておりますので、そういったまずはそこから、その次はまだ分かりませんが、まずそれがいいのではないのかなと動いておりますので、看板の改修とあわせて進めていければいいのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 さきに、通告しておりました通告書に従ひ質問をさせていただきます。

1. 災害時について。

(1) 飼い主にとってペットは家族同然。安心してペットと暮らせる避難所を目指してほしいが、町の対応と考えを伺ひます。

2. 地域おこし協力隊について。

(1) 上尾幌きのこ生産に加わる地域おこし協力隊の本人のやる気度合いや心配事、町に対する不信・心配事などについて、町はどう対応しているのか。また、互いに困っているところはどこなのか。あるとすれば、どう対応していくのかなど、協力隊に対しての町の対応と考え方を伺ひます。

3. お供え山・山頂の土地について。

(1) 避難階段を設置するに当たって、土地の所有者に対してどのような対応をしているのか、町の考えを伺います。

以上です。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の災害時について「飼い主にとってペットは家族同然。安心してペットと暮らせる避難所を目指してほしいが、町の対応と考えをお伺いします」についてであります。町では厚岸町地域防災計画において、犬や猫などのペットの対策について、災害発生時における動物の避難は飼い主がする際に動物を同行するなど、飼い主自らの責任において行うこととしておりますが、具体的な避難所運営マニュアルは現在、整備されておりません。

また、飼い主はペットとともに避難所へ避難することとなりますが、専用避難所の設置については計画しておりません。避難所では、ペットを飼っていない避難者と共同生活を送ることとなりますので、避難所の皆さんにご理解いただけるように区画を設けたりするなど、さまざまな配慮が必要になると考えております。

しかし、動物嫌いや動物アレルギー、または犬や猫の普段からのしつけなどによる問題が生ずる恐れがあります。このことから、町では小中学校や一部自治会で行ってきた避難所運営訓練において、避難所でペットとともに生活する上で気をつけなければならないことや、その工夫を考えていただいております。安心してペットと暮らせる避難所づくりは必要なことと考えております。

次に2点目の、地域おこし協力隊について「上尾幌きのこ生産に携わる地域おこし協力隊の本人のやる気度合いや心配事、町に対する不信・心配事などについて、町はどう対応しているのか。また、お互いに困っているところはどこなのか。あるとすれば、どう対応していくのかなど、協力隊に対しての町の対応と考え方をお伺いします」についてであります。活動拠点であるきのこ菌床センターでは、日ごろから協力隊員とのコミュニケーションを通じて、将来、生産者になるために必要なことについて協議を行っているほか、毎月行われている協力隊との活動報告会においても、活動に対する要望や意見、不安に思っていることなどに対し、協力隊員が取り組むべき活動内容を踏まえ、意見交換を行っております。

協力隊員の活動内容の中には、きのこ生産者団体への支援のように、地域のさまざまな事情から進展が困難なこともあります。町としては今後も協力隊員との連携を深めながら、上尾幌地域におけるきのこ産業の発展と地域の活性化を目指すとともに、将来、協力隊員が安心してしいたけ生産者となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目のお供え山・山頂の土地について「避難階段を設置するに当たって、土地の所有者に対してどのような対応をしているのか、町の考えを伺います」についてあります。御供山避難階段整備事業において、新設する階段と歩道に面する土地は、

町有地1筆のほか5筆で、その内訳は私有地は3筆で、1筆が全部買収、2筆が一部買収、国有地は1筆で一部買収、道有地は1筆で保有林内作業許可として、それぞれ手続を進めているところであります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 災害時についてのペットの件なのですが、まず環境省から今年度10月に「災害あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）」というものが出ました。これについては、目を通していただけたのか、それとも見たことがないのか、その辺、現実的にどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 一通り目を通させていただいたところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 一般飼い主編を見て、どのようなお感じをいただいたのか、聞かせたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私どもは、これまでペットを飼っているご家庭に対して、災害時の取り扱いといいますか注意点、そうしたところを特に注意喚起、あるいはお願いということは、特に表立ったお願いをしてこなかったなど。今後、必要なこととして推進しなければならないなど感じたところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ペットも人間も一緒なのですけれども、災害前の健康状態、そして災害が起きて避難所に来た場合、どういう状態なのかというのは人の健康状態も必要ですし、例えば感染症になっているのかどうかという、その問題が提議されてくると思います。それは、犬も人も一緒だと思うのです。

答弁の中にもありました、動物嫌いや動物アレルギーの方もいる。逆に、人間同士の嫌い好きもあるわけですね。そういった中で、動物とどのように向き合うのか。人間同士も嫌いな同士もいます。しかし、家族にとっては大事な人であるし、ペットもまた家族同様と考えれば、他人は嫌いかもしれないけれども、自分にとっては大切なものと、それは、思いはそれぞれ違うと思うのです。

そこで、このことについては、今後、研究していかなければならないテーマではない

のかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） やはり、飼い主は基本的な責任として予防接種をきちっとしているかとか、あるいは病気を持っていないのかということの点検といいますか、それは当然行っているものだと思いますけれども、災害時、当時の状況については急変する状況も十分考えられます。

ただ、そのことに対して我々がどう対応したらいいのかということについては、やはり今後、動物愛護団体というのでしょうか、あるいは獣医師さん、そういった関係の中で検討しなければ、我々だけではちょっと難しいのかなという思いもございます。そういった意味では、災害時におけるペットに対する研究は必要なことと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ペットについては、一般的に犬、猫というふうに解釈されますけれども、中には考えられないようなペットもいますよね。水がいなければ住んでいけないというような形、それから暖かいところ20度以上でないと住めないというペット、例えば南陸にいる亀とか、それから水槽の中で生きている生き物とか、そういったものがあると思いますね。

厚岸町役場としてはペットの数について、例えば小動物と言われるものから大きな動物に至るわけがたくさんあるわけですが、農家に行くとき殺さずにずっと生かしている牛も馬もいたり、これをペットというのかという解釈もありますけれども、そういう誤解を変に招くようなペットという解釈ではなくて、一般的に言われて、そのペットの数の中で、例えば犬と考えると狂犬病の注射を1年に1回必ず受けているか受けていないか、また飼っている割には狂犬病の注射を受けていないのではないかという疑わしい飼い方をしているとか、それから町内においては変わった動物を飼っている人がいるとか、その辺についてはどのくらい把握しているのか教えていただけますか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 犬については登録状況がございしますので、その数値は把握しておりますが、猫等については実態的な中では届け出制がないですので、厚岸町としては把握をしておりません。

それと、小動物いろいろございますけれども、そういったペットについても届け出義務があるものについては、それぞれの手続で届け出はされていると思いますが、厚岸町に対する届け出制度はございませんので、そういった中での、犬は登録状況は把握はさせていただいておりますが、それ意外については把握できていない状況にございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 犬にかんかして言うと、狂犬病の注射等をいるけれどもしていないのではないかという恐れのあるようなところはあるのかどうなのか、ちょっとそこを答えてもらっていなかったなので、もう一度お願いします。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ちょっと今、手元の中での資料がちょっと出せきれませんので、大枠の話で述べさせていただきます。

厚岸町においては約500頭くらいの登録があります。そのうち狂犬病等の注射の接種率ですけれども70%を越えているということで、管内においては高い数字にある状況にはございますけれども、やはり打たないというのはやはり老犬というのでしょうか、老衰化してきて打つことによって何らかの支障があるといった中での判断でもって、飼い主さんのほうが接種していないといった事例は見られます。

厚岸町としましては、巡回方式でもって春6月、各地、巡回をしながら獣医師さんのほうに接種をいただいておりますが、それで対応していただけないというか、期間も決まっておりますので、それを救い上げるような状況の中で予備日を設けたり、さらには接種等を受けていただくような形での喚起の部分で、二度目の通知等を出させていただきながら、きちんとした飼い主としての責務を負っていただくような形での周知はさせていただいているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 猫とかそういう感じよりも、やはり犬関係はやはり狂犬病とか、今、現代的に狂犬病はないとされていますけれども、そのほかのペットには人間と一緒にいることによって、他人様に迷惑をかけるようないろんな問題があると思います。例えば簡単にかみつくとか、それからダニの生態が体に腐植しているとか、いろんな問題があると思いますね。

これは、急にこの問題についてぱっと解決してペットと一緒に、では逃げましょうねという簡単な話ではないと思うのですね。

そこで、住民にこれらの災害時にペットと同行してどう避難をするかということをして、住民との意見交換、それからペットに対しての扱い方や、今の500頭のうちの注射率が70%という、その現実を踏まえながらペットとの避難をどうするかということ、今から考えなければいけないのではないかと思うので、住民に対するこういう周知、または講習会等を町として設けていただきたい、要望したいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 先ほどの答弁の中で、いわゆる具体的にマニュアルは整備されておりませんということで、残念ながらそのようなお答えをさせていただきましたけれ

ども、今後やはりペットに関するマニュアルもやはりあれば、より適切な避難所運営ができるのかなと考えております。

そういったところで、先ほど馬とか大きな動物とかというのも何かお話があったかなと、ちょっと聞き間違いかもしれませんが、一般的には犬や猫の小動物というのですけれども、人に危害を与える恐れのある動物であるだとか、特別な管理が必要な動物はどうするのだろうと、厚岸町として。ここら辺も、やはり町民がどういうペットを飼っているか知らない状況の中では、簡単に決められないのかなという思いもございませぬので、そういった講習会、意見交換会、恐らく効果のある取り組みだなどと思いますので、そういう機会を設けられるように考えてまいりたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 次に、地域おこし協力隊についてご質問していきたいと思っております。

地域おこし協力隊は今まで持っていた仕事を取りやめて、この厚岸町に基底にある勉強をしながら、3年間たったそこに居ついて就職をしようという大きな夢を抱いて来ているというのは、現実な取り組みとして感じなければならないと私自身も認識しているし、役場もそういう認識でいるものと思っておりますけれども、そこをもう一度、確認したいと思っておりますけれども、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

今、ご質問者おっしゃりましたとおり、きのこ菌床センターを活動拠点に来ていただいている2名の隊員につきましては、それぞれ厚岸町に移住をすることを想定しながら、3年後にはこの活動を通じた中で技術の習得、さらには上尾幌地区のしいたけ産業の発展に資する活動を、町からの提案をもとに活動していく中で、自らしいたけ生産者となる実力ですとか知識を習得しながら、3年後には生産者を目指すという形で来ていただいていることに間違いございません。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そういう気持ちで来た協力隊員なので、非常に真面目に取り組んでいる現状にあるというのは、私自身そんなに本人から聞いているわけではありませんけれども、特に3年たった新規就農しなければならないということの、来た以上に1年が過ぎて、14カ月から15カ月目になるわけですか。そういったちょっともう半分が過ぎようとするこの時期に来て、新規就農というのはどういうことなのかということを実際に考えたときに、非常に不安になっている部分があるというふうにお聞きをしました。

そのうちの一つとして、まず新規就農をするに当たって、新規事業に係る主な経費ということを経営者は勉強したそうでありませぬけれども、生活するための新規就農に係る費用というのがいっぱいあるのですけれども、それはご存じだということをお聞きして、総額

で話をすると生活するための資金として、4,200万がかかるだろうとされている。この4,200万については、厚岸町に迎え入れられるとき、または来たとき、それまでは新規就農に対してのこの金額というのは、分からなかったということを聞いたのですけれども、そこについては分からなかったということは聞いていますか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長

●産業振興課長（川越課長） お答えいたします。

今の費用の関係につきましては、隊員のほうから同様の内容についてお話を聞いたことがございます。ただ、受け入れの段階では、私どももこれらにかかる経費については算出をしております。いろいろな機会あるごと、例えば面接のとき等について、細かいそういう話題にはちょっとなっていないのかなという部分については、経過としてちょっと残念な部分ではありましたが、着任した後にもこのようなことをそれぞれ隊員のお二人ともお話をしながら、融資の関係とかもございまして、今、上尾幌地区で取り組んでいる団体の成果によりましては、結果として着業時の経費を抑えられるのではないということも含めて、今現在、隊員の方たちと話している中では、それに向けて着業できるような構想を改めて持っていていただいているのかなと認識しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 新規就農で一遍にかかる金額というか、そういうふうにしてお金がかかるというふうに本人たちは認識していて、この数字では就農できないのではないかと不安がっているという話を聞きました。

また、就農ができないのではないかとこの部分について、なぜそう思っているのかと聞いたら、たくさんある中で、町内での自治会などのウエルカムの体制というのは、交流を持ちやすいという人間性が高い住民がいてなじみやすいと。しいたけ生産者は現状一つにまとまっていなくて考え方が狭く、生産拠点を各自が構えているので、場合によっては生産者同士がまとまっていないうえ、自分自身が孤立をしてしまうのではないかとこの大きな不安がありますということが、一つとされています。

これは、僕も何回かきのこ生産についてのいろいろな形で、何回か質問をさせていただいていました。その中で、代表的なのは灯油の補助金をお願いをしたときに、生産者団体というよりも生産者組合があったときに、現実では4割くらいしか組合に加入していないというのが分かっている、町長の答弁としては、そのときに加入者が少ない実態であるならば、その組合組織がきちっとしていなければそこに町としては支援は難しいだろうという答弁であった。その後、生産者といろいろ会って、生産者に対して一つにならなければ駄目だよと、いろいろな意味合いで生産者組合ではなくて、生産者団体というものをもう一つつくって、今そこに加入率、大体80くらいなのかというふうに現実的に、100%一応なったけれども、また2団体が外れてしまったという現実を聞いています。

そうなる、100%ではないけれども、前よりも組合という考え方よりも生産者団体という組織に入っているほうが加入率が高いということで、一つは安心しているのだけでも、生産者が一つでないという認識を地域おこし協力隊はそういうふうに思っていると。そういう中で、地域おこし協力隊は不安がっているといった、たくさんの方があります。まず、そこは認識しているかどうかをお聞きしたいのですけれども。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 認識いたしております。と言いますのは、直接、私のところにも来た方もおるわけでありまして。そういうことで、認識しているということでございます。

しかしながら、今、竹田議員からお話がありましたとおり、皆さんが仲よく組合組織なり、つくっていただければならないという一つの条件を、菌床の価格を安くする中で、安価にするための2年間で、一応本来は1年でありましたけれども、本年度まで延長しているのです。いろいろ人間関係が、それはあるかもしれません。しかしながら、やはり一つの組合として、団体として、まとまっていただけませんか、先ほどの起業を興す場合、着業を興す場合だって組合組織をつくれば、何らかの補助の制度もあるのではなかろうか、そういう課題もあるわけなのです。

ですから、いろいろあるわけでありまして、私としてはやはりきのこの里である上尾幌地区においては、皆さんと仲よく一つの組織としてまとまっていただきたいと、それを願っておるわけでありまして。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それで、そういう現実であるということに、地域おこし協力隊が不安がっているということでもあります。

それで、さっき課長のほうから数千万かかるけれども、それを抑制するためには生産者がやめて残していった、例えば既存のハウス等を利用するとか、そういったもので経費を削減していけば、そんなにかからないのではないのという話をさっきされたと思うのですよね。

その中で、もう一つ地域おこし協力隊が言っているのは、酪農の場合の新規就農の誘致条例、それに対しては奨励金、利子補給就農準備金というのはきちっとされていると。ところが、しいたけ新規着業者に対しては、専用の用地と住宅の賃貸、これしかないということで、これらについて地域おこし協力隊だけでなく、これからのしいたけに従事したいと言っている人たちのためにも、この整備というものは早急にというか、本当に生産者の方が一番多いときに24件ぐらいあったのですよね。それが、今、実質9件。実情稼働件数というものは、7件と聞いています。

そういった実態の中で、これから町としては支援をしていくにはなかなか難しい事業なのかなと思うので、このしいたけについても支援というものについて、厚岸町として確立した形で、新規就農者に対してこういう支援がありますよということが明確になる、明確にしておかなければならない時期は、当然もう遅いのではないかと思います。がし

かし、上尾幌についてのしいたけは、本当に残していつていただきたいという願いが住民にも、町の体制としてもあるのではないかと思います。

その中で、今後どのようなことができるのかということは、地域おこし協力隊が十四、五カ月の中で、この住民の中に住みながらいろんな悩み、それから問題点、それから生産者との交流の中で気づいた点が、まとめてあるように聞いています。そういったことを鑑みながら、いい点悪い点、それぞれあると思うのですが、地域おこし協力隊がそれにせっかくまとめていただいたものを注視しながら、町としてはどのような支援をこれからしていくか、町は新規就農に対してどれだけの支援をこれからしていくのか、また、支援の金額としてはどのような金額の方策がとっていけるのか、きちっとしたものをつくり上げていつていただきたいとお願いをしたのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

先ほども担当課長から答弁ありましたけれども、上尾幌地区における地域おこし協力隊2名でございます。2名の方々は、将来厚岸で起業を興したい、すなわちきのこ起業に携わりたいという気持ちがあります。

答弁でお話いたしましたとおり、毎年毎年、協力隊の皆さん方のご意見を聞いております。私も昨年、お聞きをいたしたところでございます。この資料がありますが、やはり一生懸命頑張っています。そして、自分では着業をしたいと、それに向かって頑張っているのだというお気持ちがありありと表れておるわけでありまして。大変、私といたしましても立派な考えであり、また町といたしましてはありがたい考えで、一生懸命頑張つてやられているなというようにとおるわけでありまして。

しからば、厚岸町としてこれからどういう支援ができるのかということではありますが、先ほども何回も私、繰り返します。まとまっていたきたい、協力隊のためにも。一番やはり今、指摘にありましてとおり、協力隊の方々は迷っていると思います、地域がまとまらないということに。そういうことを考えますと、これからの厚岸の支援対策としては、カットもいろいろありました。 したいので、町から補助を願いたいとありましたが、二つありますと公平という意味からしますと欠けるわけでありまして。そういう場面も私は対応していますので、いろいろと考えたあげく、やはりできれば、できれば、必ずまとまっていたきたい。そのための菌床の安価というものに対しての対応を町としていたしておる現在であります。

また、来年どうなるのか。私は、本来は1年だけの菌床の安価というものを町の施策として行ったわけでありまして。その条件として一本化と、組織化をしていただきたいという願いを込めての対策であったわけでありまして。

しかしながら、今日まだ、いろいろな問題が、課題があるという事実もありますので、この点、本当に原価も上尾幌に行って現地の方々といろいろ今、話し合っています。そういう段階でございますので、私といたしましては、まず一つにまとまっていたきたい。その中で、町として、また生産者として、町にこういうことをお願いしたいということがあれば、それに対する支援を、協力を惜しまないということでございますので、

ご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 地域おこし協力隊との毎月、たしか月例報告会みたいな形、名前は間違っているかもしれませんが、あると。これについては、どうなのですか。非公開というか、例えば我々がその場所に行って傍聴するとかということは許されるのか。あともう一つ、それらの月例報告会のやり取りについての記録はされているのかどうなのか。また、それは公開できるのかどうなのか、この三つについてちょっとお伺いしたいです。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 協力隊員の月例報告は、毎月一月分を翌月の月上旬に開催しております。

そこに参加するのは協力隊員と、それと活動拠点の方々ということで、その場面自体は公開をしております。その中でやり取りしているのは、まず1カ月の活動の報告書というのをつくっていただいて、記録したものをそれを町に提示していただくのですが、それにあわせて協力隊員から一人一人、説明をいただくという形。それから、活動拠点からもその活動ぶりというのを聞きするという場面。それと、翌月はどういう活動をしていくのかということ、確認し合うという場で行っているところでございます。

その場面自体は会議室を使っていますので、そのメンバーで入るだけでその方以外の方々が入れるようなスペースは、今、開いているところではないという状況に中でやらせていただいているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 正式に話をすると公開はできないということで、公開しないと言っているのか、そこがちょっと分からないのですね。

メンバーでいっぱいだというのであれば、部屋を大きいところにすればいいだけの話なので、そこはちょっと僕は理解できないのですけれども、もうちょっと詳しく教えてください。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） その場面は町のほうで協力隊員として委嘱して、活動ぶりを確認する場ということで、町とそれから隊員と、それからその活動拠点になっている方々、3者でのやり取りということで公開はしないという前提で行わせていただいています。

また、一般への公開については、協力隊員の活動ぶりというのは年に1回公開で開催

させていただきます。去年は2月に情報館で行いましたし、今年についてもまた同じように開催するという考えでございます。

また、広報あつけしなどで、活動ぶりだとかそういうものは報告が隊員ごとに行っているわけですが、そういった状況で隊員方の活動というのは情報公開しているという状況にはあります。

また、言われている課題については、それぞれの活動拠点を通じたり何なりして、毎月でお話し合っているわけですから、その中で3者の中で解決策を図っていくというやり方で行っているところでございます。

それを一般に公開するという状況は、今のところ考えてございません。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 公開ができないというか、しないというか、意味がよく分からないのですよ。

何かの条例においてするべきではないと規定されているのでできないというのか、心情としてできないのか、役場としてやりたくないのかという、その意味が分からないと言っているのですよ。そのほうをちょっと教えていただきたい。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 委嘱している町と、それから隊員の活動報告の確認、それから活動拠点でのサポートの状況だとか、そういうことを町の立場で受けるということでございますので、それを一般に公開するという前提で考えている場ではなかったということでございます。また、それを公開するという、大きな必要性がその目的からして、そんなにはないのではないかと今までは考えてございました。

また、それが公開するという状況の中で、不特定多数の人がその話を聞いていいのかどうなのかという問題も発生するのではないかなと思います。途中経過のことですし、毎月いろんな話が出ますので、それを公開することの反作用みたいな、もしかしたらあるかもしれませんし、この3者の中でのやり取りということで、ご了解いただきたいというふうに思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 だから、それが条例か何かで定められてできないのかと。役所として聞いてほしくないというのが、自分の中に気持ちとしてそうあるのではないのか、そこをちゃんと行ってくださいと言っているのですよ。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） その報告会自体も、条例に規定しているものではないでございます。あくまでも任意で行っているということでございます。あくまでも目的

は町と隊員と活動拠点でのコミュニケーションの場ということでございますから、そのコミュニケーションの場に第三者を入れるということは、いかがなものかなと思っていますところでございました。あくまでも、任意で行っていると。

報告書を提出いただくだけでなく、やはり接した中で円滑な協力隊活動を進めたいというのが目的でございますので、そこところはご理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 何で、そういうふうは何回もしつこく聞いているかということ、地域おこし協力隊から悩みということ伺っているのですよ。今、途中経過だからというお話ししました。結果が出てからどうするのですか、では。途中が、大事ではないですか。結果が出てしまってから、取り返しつかないですよ。3年間をというふうに保証するものでもないですよ。厚岸町が気に入らなかつたら、その人たちを切ることもできるわけですよ、違いますか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

まず、協力隊の身分は町の非常勤の特別職員なのです。これは、ご承知いただきたいと思えます。

そこで、それぞれの任務に当たっての委嘱をさせていただいておるわけでありまして。また、条例におきましても、第12条にもちゃんと活動報告を毎月いただくことになっております。しかしながら、今、竹田議員からお話ありましたとおり活動報告だけでなく、いろいろな日常生活の中で、日常の勤務の中であるだろうということで、月に1回、本人と会っていろいろなお話交換をいたしておるところでございます。

あくまでも、町が委嘱しているという責任の中で、やはり協力隊が3年以内の勤務の中で働きやすい、やはり彼らたちが目標を持ってきたものを実現するために町はどうしたらいいか、また協力隊の考えもいろいろと聞きながら交換している場所でございますので、その点をご理解いただければと思えます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 3年間という約束だけれども、途中で地域おこし協力隊の方に断念をするように伝えるということが町にはできる、そういうこともできるのでしょうかと聞いているのですけれども、そこは答えてくれないのかなと。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） それは、当然、場合によってはできます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 だから、先ほど言っている途中経過だから、まだ決定していないわけだから途中でいろいろな本人の要望だとか、町の要望の意見交換などを公開するというのは、どうなのかということになってしまうと、結果が出てしまってから我々が知って、どうのこうのと言ったって遅くなるでしょうと。そういう意味から、本人たちのその要望ということ傍聴できないのかと、広聴できないのかということを知っているのですよ。

できないのならできない、何々に基づいてこうこうこうだからできないのだと言っただけならば、それを先ほど課長も笑って、決まり事ではないからそれはできるけれどもというようなお話ししましたが、そういう問題ではないのですよ。我々のところに、たくさんの議員の方に地域おこし協力隊の方が相談に来ているわけですよ、僕だけではなく。真剣に、僕らも応援してあげたいと思っているのです。

ましてや、きのこのほうに地域おこし協力隊を何とか送っていただきたいと、きのこの生産を何とかしていただきたいと、コンキリエや直売店ではなくて上尾幌に、しいたけについて地域おこし協力隊を送っていただきたいという思いは、私はこの議会でお話ししました。そういうお願い事があったので、私にも自分自身に責任があるというふうに感じて、今回こういうふうに質問をさせていただきました。

結果として、いい方向に向けていきたい。それは、町長も同じだと思うのです、せっかく来ていただいたので。私もそれは、町長以上に思うというふうには、なると失礼なのでその言葉は差し控えておきますけれども、町長と同様にせっかく来た彼らを、何とか生産者になったという、後での喜びを意見として聞いていきたいくらいの協力をしていきたいなと思っています。その上で、聞いたわけです。

町として、さまざまな意見、それから要望等があると思います。これからも、地域おこし協力隊に、長々とやると時間がなくなるので、お願いとして言うておきますけれども、地域おこし協力隊が本当に3年後に着任者で、3年過ぎたら生産者となっていたと。本当によかったと言えるように、そういう協力を町も我々もできる限り協力していきたいと思うので、そこをもっともっと深く生き残って町に住んでいただけるような地域おこし協力隊に協力していきたいなと。

地域おこし協力隊ですから、協力していただけるということなので、我々もそっちにむかって協力を惜しまないでやっていただきたいというふうに。決して、地域おこし協力隊の皆様方にじゃけんをしたり、地域おこしに協力していないということは、全く思っていません。思っていませんよ、そういうことは。思っていませんけれども、これから本当に3年たったときに、ここに見事に生産者として生き残ってくれたと言えるような体制を、こからつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろな課題について、あるということですので、どうかそういう場合におきましては、先ほどお話いたしましたとおり、非常勤の特別職員という立場もありますので、どうか遠慮しないで町長に言ってくれということをはっきり

言ってください。私がやるよと、せっかく都会から厚岸町に来て、これから厚岸に定住して頑張っていきたいという人です。そういう人を大事にしなければならない、そういう考えのもとでお願いしていますので、どうかそういう点をご理解の上、対応していきたいと、そういうふうに考えておりますので、この点よろしくお願いを申し上げます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 地域おこし協力隊の方が、すごくうれしいことを言っていました。厚岸町の町民は、本当に心優しくていい人だと。役場の人も本当に一生懸命で、感銘しています。何で、そんなことを言うのですかと聞いたら、地域おこし協力隊で本当に地元に残っている総務省のデータを見ると、ごくごく少ない。でも、今こうやって1年ちょっといたけれども、本当にこのまま住んでいきたいのだと言っていました。本当にうれしい言葉だなと思っています。そのところを大事にして行ってやりたいなと思っています。

続いて3点目、お供え山について質問をさせていただきます。

民有地は、3筆で1筆が全部買収、2筆が一部買収。この全部買収と一部買収についてのことについての相手側が、あすこは全部買ってくれたのだけれども、うちは一部だとかというふうに、質問の中からそういうふうにかがわ得られるわけなのですが、この全部買収、一部買収というふうになった部分の意味というのか理由、そして民有地の方はそれで100%納得しているのかどうなのか、それだけを確認したいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） この民有地のうち一部については全部買収ということで、これはお供え山、町民の悲願である避難階段をつくるためには、ここの用地を通らないと安定した勾配等の階段ができないということで、必ずお借りするか買収しなければならない土地として用地交渉に挑んだところでございます。

これは、かねてから所有者、全部買収を希望しておりましたので、それ以外の貸付等の希望はありませんので、町としては買収に応じると、こういう考えで全部買収という考え方でありました。

他の2筆につきましては、ここは過去からいわゆる観光で木柵道路をつくっていたときから、お借りしていた所有者の部分でございます。これは、私も全部売ってくれるのだろうかという話をしましたけれども、逆に所有者のほうからいやいや町は必要な部分だけ買ってくれと、残りの部分はまだ自分の物にしておきたいと、こういったことでございますので、町はいずれも買収という形で来たということで、2筆については一部買収になったと、こういったことでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 もう一度、確認しますが、民有地の方、持ち主の方とは何らトラブル等については何もないと、全くないと解釈してよろしいですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） はい。階段の設置部分については、つい先日もお会いして確認しておりますので、私どもは問題ないと確認しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後13時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 第4回定例会に当たり、さきに通告してあります保育所、児童館の停電対策と児童館運営についてお伺いしてまいります。

まず、1点目に保育所と児童館の停電対策であります。

去る9月6日胆振東部地震に伴って大規模停電が発生し、当町も各分野で被害を受けました。その中で、児童福祉施設と義務教育の現場機関は停電から丸二日間休まざるを得ませんでした。この停電は北電による人災だという人もいましたが、もうないとは言いきれませんし、その対応策を早急に考えるべきだと思います。

その一つは、新築移転が決定した湖北・湖南の各保育所に災害や停電時に備え、発電設備を設置できないかということでもあります。

二つ目に、本町に湖南・湖北にそれぞれ二つの児童館があり、これも同様に停電時に備え、何らかの対策がとることができないかということでもあります。

三つ目に、これら停電対策をとることによって、保育所、児童館の運営開所はできるのではないかと思うところでもあります。

四つ目に、保育所、児童館の運営で災害の状況に応じた災害マニュアルはつくられているものと思います。休所という最悪の判断をせざるを得ないマニュアルは、どのようになっているかということでもあります。

2点目に、児童館運営について伺います。

一つ目は、友遊児童館の狭わい問題についてであります。

アとして、友遊児童館に現在入所児童数に対して、施設の設置基準をどのように捉えているかという点であります。

イとして、父母の送迎する車の駐車スペースと公道への出入りに危険性はないかということでもあります。

ウとして、敷地拡充のために隣接地主と再交渉はできないかということでもあります。

2の二つ目として、友遊児童館の狭わい問題を解消の一路として、旧消防第2分団の施設を常設の児童館として活用できないかということでもあります。

2の三つ目に、児童館指導員の配置基準について町の考え方を伺いたしまして、初めての質問といたします。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の保育所、児童館の停電対策についてのうち、はじめに、新築移転が決定した湖北・湖南の各保育所に災害や停電などに備え、発電設備を設置できないのかについてであります。今年度、(仮称)湖北地区保育所については実施設計、厚岸保育所については基本設計を行っておりますが、どちらの保育所も災害時に備え、保護者が迎えに来るまでの最低限の明かりを確保するための発電機及び投光器を整備する方向で検討を行っております。

次に、二つの児童館も停電時に備え、何らかの対策をとることができないのかについてであります。児童館についても保育所と同様に保護者が迎えに来るまでの最低限の明かりを確保するための発電機及び投光器の整備について、今後の検討していきたいと考えております。

次に、停電対策をとることによって保育所、児童館の開所はできるのではないかについてであります。保育所については発電機を設置して賄うことができるのは、最低限の明かりを確保する程度であり、通常と同様の受け入れを行うためには自家発電機も含めた設備を整備する必要があります。その整備までは考えておりませんので開所は難しいと考えております。また、児童館については基本的に小学校の授業終了後に児童を受け入れる施設であるため、朝からの受け入れについては保護者との連絡や職員体制の確保など、児童を安全に受け入れるための緊急的な対応が困難なことから、児童館の開館についても難しいと考えております。

次に、保育所、児童館の運営で、災害の状況に応じた休所の判断マニュアルはあるのかについてであります。保育所、児童館いずれにも判断マニュアルはなく、保育所、児童館それぞれの施設の特性を踏まえて、災害の状況に応じて休所の判断をしているところあります。

続いて2点目の児童館の運営についてのうち、友遊児童館の狭わい問題について、現在の入所児童数に対して、施設の設置基準をどのように捉えているのかについてであります。12月1日付、現在、友遊児童館の登録人数は113人となっております。実際の利用人数は1日当たり60人から70人となっております。施設の設置基準は、児童1人当たり1.65平方メートルの面積が必要となりますが、児童館が活動しているスペースは208.68平方メートルあり、基準を満たしております。

次に、送迎車の駐車スペースと公道への出入りに危険性はないのかについてですが、その場所は警察から保健福祉総合センターへ向かう中央分離帯のある道路で、近くには踏切や交差点があり、歩道があるため駐車スペースと町道との出入りには、注意を要する場所と考えております。そのため、保護者には児童館から送迎の際には注意するよう促しております。

次に、敷地拡充のため、隣接地主と再交渉はできないのかについてですが、隣接地は厚岸駅側まで続く大きな面積のJR用地であり、分割して売り払うことはできないとの回答を受けておりますが、かなり以前のことであり、改めて問い合わせを行いたいと考えております。

次に、旧消防第2分団施設を常設の児童館として活用できないのかについてですが、第2分団が新しい消防庁舎へ移転した後、施設の利活用として児童館の分館とすることは検討いたしました。児童が使うため男女別のトイレを増設し、車庫のシャッターを壁にするなどの改修には、当時で約3,300万円の費用がかかるとの積算があり、何より児童館を2カ所にするためには、職員2人を増員する必要がありますが、現在の友遊児童館だけでも非常勤職員が不足している現状から、新たに分館を設けても職員の確保が難しいため、施設の活用を見送ったところであります。

なお、現在の旧消防第2分団施設は、厚岸町高齢者事業団の事務所として活用されております。

次に、児童館指導員の配置基準について、町の考えを伺うについてですが、厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、児童クラブの支援を行う放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上と定めておりますので、それぞれの児童館ごとに2人以上の配置に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、停電対策であります。

停電というのは、電気が通電しないと。これは、北電に今は現在頼っている状況ですが、この北電も電力の広域化というか自由化によって、いろんな異業種が電気事業を行って参入してきておりますので、電力会社、過日の北電の言葉を借りるならば、その状況から聞けば北電もなかなか使命感というか、何が何でも供給するという使命感や責任感は非常に薄くなったという。丸二日間にわたっての停電の場所もありましたが、その状況から見れば多くの方々が諦めというか、泣き寝入りをせざるを得ないという、そんな状況でありました。

しかし、裏には今言ったように電力の自由化でもって、北電はこういうことは起こしてはならないという考え方を持つのだらうけれども、何が何でも電力を供給しなければならないという使命というか、その責任感というのは半分国に押しつけたような、そういう物の言い方でしたので、これからも起こり得るなということが感じられました。

そんなことから、今後、そういうことは起きてはほしくないのですが、またあるという前提のもとで対策を取ったほうがいいたらうと私は思いますが、その点は町側の認識

としてはいかがですか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 全体としてのご質問ということで、私のほうからお答えをさせていただきますが、たしか昨日、北電の今回のブラックアウトの検証結果が報道されておりましたけれども、今後もあり得るといような新聞記事ではなかったかなと記憶しております。

そういうことからすると、今回のブラックアウトを受けて今後もあり得るのではないかという意味で、こういった非常用発電機についての準備については、進めていかなければならないと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうなのです。そうなのですという言い方は変ですが、技術者として私も通信事業の技術者の一端なのですが、やはりこういう設備産業というか、そういう国民に提供していくサービスの中では、いろんなルートというか、いろんな方向性のもとでこちらが駄目なら、あちらが立つというような施策を考えなければいけなかったのが、それは多くの技術者も指摘していました、今回の北電の関係では。

そういうことからすれば、特に北電はふてくされたような、原子力を動かさないからこういうことなのだという物の言い方をしていますが、そういうことではなくて、純粹に消費をする側から見て、やはりその対応策をきちっとしておかなければ、自由化になった安いほうを選ぶという裏には、そういうことが必ず起こり得るといことがあり得ると思います。

そんなことで、今、副町長が言われたようにそういう見識ならば、ぜひその上で、保育所と児童館の停電対策をとっていただきたいなと思います。

答弁の中で、最低限の明かりを確保するためにといことで、発電機及び投光器を整備するといこととありますが、新しい保育所は暖房についても電気ではないのかと思いますが、その辺はいかがです。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、新しい保育所で考えておりますのは、油でございます。外断熱でもって暖を逃がさないという形を考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうすると、明かりだけといつか、照明だけの電力といこととでいいわけですね。暖房は、油と。

保育所で、主食としては子どもたちが弁当を持ってくると、その副食に保育所でそれ

それつくってありますが、副食の調理はそれはガスと理解していいですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 暖房の関係ですけれども、その暖房を動かすためにはやはり電気が必要ですので、油を燃料にはしますけれども電気が必要ということになりますので、移動式の発電機程度でとれる暖房というのは、本当に一部でしかないかなと思っております。

それから、調理室の関係ですけれども、調理室も調理をするためのものはガスでございますけれども、それも当然冷蔵庫ですとか消毒庫ですとか、そういったものが必要になりますので、電気が必要ということになります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今すると、もろもろのそういう暖房をとるためのストーブの運転、そういった冷蔵庫を含めて、それらのエネルギー、電力の確保は最低限としてこの答弁書のある中に含まれていると考えたらいいですか、それとも全くの明かりだけの発電機と解釈していいのですか、どちらでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子供さんを預かって、その日にそのときに何らかの災害が起きて、保護者は当然夕方には迎えに来るということで、それまでの間、子供さんをしっかり安全に預かれるということで、最低限の明かりをとると、それから一部、電気が必要な物にとれるような電源ということで、移動式の発電機を用意をしたいと考えておりました、調理室ですとか、それから暖房設備を動かせるような電源というところまでは考えておりません。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうすると、ここに答弁書にあるとおり最低限の明かりと。これを何とか、保育所をこれから建てるのですから、明かりと保育所を維持できるだけの電力を確保はできないものでしょうか。これからでは、もう設計上駄目ということなのか、予算的に駄目ということなのか、その辺は再検討の余地は全くないといえますか、その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私ども新しく保育所をつくるに当たって条件を考えて、その条件に基づいて今設計業務をやっておりますけれども、その条件として考えたときに

災害時に保育所を全て動かせるだけの電気、それから当然水道も必要になりますし、トイレの問題何かもありますので、そういう水の問題もあるということで、そこをどうするのかということで検討をした段階で、保育所は病院ですとか老人ホームですとかというところと違いまして、入所あるいは入院の施設ではございませんので、通所をしていくところで、私どものがやはり預かっている間はもう安全にきちっと子供さんを預かって、保護者にお返しをするということは前提として、しっかりやらなければいけないということで、そういう条件とさせていただきます。

それ以上の物となりますと、大きな本当に発電設備も必要ですし、それから大きな水を確保するための物も必要ということになりますので、そういった設備に大きな費用がかかることになってまいりますので、最低限の設備ということで考えたものでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうすると、現在の保育所と同じような考え方というか、備えしかいかないという、この際、新しくするのもうちちょっとましなとか、もう一步、子供を持つ親の支援になる策として、保育所の目的を前進させるというか、そういう考え方はなかったのかなと、残念だなと思います。

今、まだ形もできていないとか姿も見えていない中で、今からまだ検討の余地はあるのかなと思うのは、すると湖南地区ではないのかなと、基本設計の段階で。ただ、それだって、そういう大きな設備を入れるという考え方は全くないと思います。

しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、電力会社の電力供給の関係で、これからはそういうことは頻繁にあっては困るのですが、そういうことは電力会社を責めるあれがなくて、自己防衛でいかなければならないという、そういう状況の中ではやはりこの点についても、ちょっと手厚く考えてもしかるべきではないのかなと思います。もう、そのような決め方であれば、前進の余地はないのだと理解いたします。

それで、二つ目の児童館は、既にこれは形ができ上がっていますから、新たにそういう設備を整えるということになれば、これまた大変なことになるかと思えます。そんなことから、何らかの対策をとることはできないのかということに対して、最低限のと。最低限の明かりをとるための発電機と投光器の整備、この発電機と投光器の規模と程度はどの程度のものかをお伺いしておきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 発電機につきましては移動ができるもので、投光器ですとか、それから何個かのコンセントでもって電気設備を動かせる程度のものと考えております。それから、投光器につきましても部屋が一つある程度の明るさをとれる程度のものと考えております。

保育所の場合、大きな問題となるのは、調理室が保育所の場合は必要ということで、その部分ではそこにかかる設備が大きなものになることとなりますので、ただ児童館に

関しては調理ということのものはありませんので、そういった部分では明るさと、それから部屋一つストーブを動かせる程度の物があれば、子供さんを預かっている部分では、安全に預かれるかなと考えております。

ただ、児童館の場合にやはり一番問題なのは、学校から児童は自分で来るわけです。学校が終わって、学校が休みということになったときに、今度は家からということになりますから、そういう部分で子供の通常の行動が違う形になりますので、そういったことの連絡ですとかがきちっととれないと、きちっとした対応ができないということが、大きな問題として考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、停電に限っての話を議論させていただいてはいますけども、停電でもこの間のように明け方、早朝の停電もあれば、一日の仕事にかかる前にそういうことであればその日の対応がまたおのずと変わっていき、対応のできるものもあるでしょう。ただ、もう出勤時間9時、10時、早い時間帯での停電であれば、丸一日の対応も必要でしょうし、また夕方というかその時間帯によっていろいろ対応の仕方があるだろうと思うのです。

しかしながら、平日であれば父兄は仕事に行くわけですよ。停電だから休みだという職場というのは、今考えてみても特別なところってありませんよね。土日で休みという決められているところならば、平日で朝、出勤の段階でとか、今日は休みますというか、学校は休みです、あるいは保育所は休みですと言われても、父兄は大変な状況になるわけですよ。私も共稼ぎをしてきた経緯があって、それはそれは朝になって今出勤するという段階で学校が休みだとか、あるいは保育所が休みだとかということになると、親も大変なのですよ。

そういった親の力強い支えになるためには、どうやって保育所なり児童館が、子供も親に対しての心配を少しでも払拭してあげるかということを考えれば、やはり今言ったようにいろんな停電から、いろんな吹雪でもそうでしょうし、また学校が休みでも児童館はやってくれるのだろうという親もいるわけですよ。そんなことから考えると、できるだけ運営というか、受け入れる体制を整えていただきたいと思っています。

そんなことで、保育所並びに児童館、その辺のところの基本的な受け入れる姿勢、それを切に、預かる福祉課というか運営する保育所あるいは児童館の先生方に協力していただいて、お願いせざるを得ないと思っております。

そんな中で、児童館及び保育所の災害の状況に応じた休所をする、あるいは休園する、休館する、そういったマニュアルはないということではありますが、その判断は誰がどのようにというか、そういう自分のところだけ休めばいいという問題ではないと思うのです。ほかの親の仕事の状況だとか、そういうことを考えた上で相当な判断をしなければいけないのですが、今まではどういう状況の上で判断、停電という第三的な被害というか、そういう場面は分かりますが、あとは吹雪だとかということはあると思うのですが、それらについてはどういう基準でもって、きょうは休所しますということをどこで決めていますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所につきましては、今回停電ということで、停電のために調理室で調理をすることが大きな問題になりまして、そういったところで子供たちの口に入る物をつくるわけですから、そこをしっかりと安全な物を確保できなければ、やはりそこで受け入れるというのは難しいということで、今回保育所については休所ということをごさささせていただきました。

ただ、吹雪ですとかというような状況のときに、学校が臨時休校になったとしても、保育所の場合は保護者の送迎でもって子供さんを保育所まで連れてきていただきますので、そういう部分で学校が休校になったとしても、保育所については受け入れをしておりますので、保育所を休所にしたというのは、今回の停電のときくらいではないかと思えます。

それで、今度、児童館のほうなのですけれども、児童館のほうは学校のほうの臨時休校、朝から休みの場合、それから途中で臨時休校になる、あるいは学校閉鎖になるというようなことが、いろんなケースがございますので、なかなか整理がしづらいという部分がありますので、保育所についても児童館についても、所長、館長と私のほうで相談をさせていただいて、最終的に子供の安全を確保できるのを前提にして、判断をさせていただいているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 学校が休みでも、確かに保育所は運営していますね。あれは本当に心強いとか、本当に働く親としてはありがたい思いがします。

それで、今言われたように、なかなか休むという判断を下すのは外部の要因とか、そういうことで言っていたきたいなと思えます。

あとは児童館の、特に友遊児童館です。本町の子夢希児童館については、あのおり周りは非常に広い公園もあって非常にいいところですが、友遊児童館については周りの建物あるいは施設から見て非常に狭隘とか、狭苦しい場所に建っております。指摘しているように父母の送迎、あのおり公道があって踏切があって、どっちに行くにしても非常に難しいような出入りの状況にあります。

それもさることながら、現在児童数113という登録数ですが、一日60人から70人利用者で、この人数で厚生労働省の1児童館当たりの人数からみて、1施設としては、仮に60人から70人来ても、これは厚労省の指摘からは多いと私は思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 児童館の子供たちが活動できるスペースというのは、200平米程度ありますので、そういった部分では最低の基準は満たしていると考えております。

ただ、やはり子供が保育所と違って小学生は大きくなりますし、友遊児童館について

は平成28年から4年生以上の子供も受け入れているというところで、やはり子供さん大きくなりますので、そういう部分では狭い感じはするのは確かでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 厚労省の1教室当たり40人という、これが40人を越えた場合、別に施設を設けるという基準になっているようですが、それには友遊児童館は該当しないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 一応、1クラブが40人ということは言われております。ただ、その部分は40人なので、必ず分けなければいけないということではないと考えております。

施設の活動スペースの部分では、1人当たりの基準というのはクリアをしておりますし、それを分けるとなるとやはりそういう40人ということで、一つの建物が40人の1人の基準をクリアできない場合は、当然そういうふうに分けてしなければならないとは思いますが、今の現状の友遊児童館ではそこは大丈夫と考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 すると、厚労省の基準というか指導は参酌する程度ということで、いいのですね。

それで、屋外の設備というか室内はフェンスの張った範疇でやる。208.68平方メートルになると解釈していいのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 208.68では、建物の中で事務室ですとかを除いた子供たちが活動できるスペースということで、208.68という数字を出させていただいております。

屋外の部分は、別でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 室内でクリアしていると。外については、そういう基準というのはないのですか。ほかの児童館等を見れば、他の町の児童館等を見れば、ある程度確保されていまし、砂遊び程度ならば友遊児童館にもありますが、子夢希児童館のように、ああいう公園を利用するような、そういう広さというか、そういう遊ぶ場所はどう見てもないわけですし、それは対応できると思いますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 建物を整備する段階で、屋外に保育所のように1人当たりの基準面積が幾らというのはございませんでしたので、その町それぞれの状況の中で2階につくっているようなところ、それから空き教室につくっているというような状況もございますので、そういう部分で屋外の基準とは承知しておりませんし、そういう問題はないと思っております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 先ほども話をしましたが、友遊児童館の敷地の狭隘の問題、父兄の送迎の道路の問題もありまして、隣の用地というか隣接地といたらJR側しかないと思うのですよ。以前は、JRはこの答弁にもありますように一枚物でなければ譲らないよと。譲ってもらってもいいのだからけれども、今借りるという方法もできないのかと。

必ずしも、あそこは永久的に児童館としてはいい場所とは思えない。いずれは、そういう時期が来ると、あそこでなくて違うところということに問題は進んでいくのではないかと思うのですが、今の父母の送迎のそういう危険性を解消する、あるいは他の状況から見て施設を広げていく意味では、借りるという方法も一つの方法ではないかと思うのですが、その辺は考えてみる必要があると思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 以前に、大分前になります、JRのほうと話をさせていただいた段階では、そういう借りるということも含めてできないということで回答を得て、今のような現状になっております。

ただ、JRの状況というのは大分変わってきているようなこともありますので、改めて借りる、それから買収するということについて問い合わせをさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 第2分団の消防庁舎へという、それは以前にそういう話があったということを検討してみたということを知っております。今回一般質問を出す前に、高齢者事業団の事務所として活用しているということ、そういうことで貸すということはちょっと知らなかったものですから、一度検討した経緯からして改めて2カ所目というか、一時的なクラブ的なスポーツ的なというか、そういう分館的な意味合いでも消防施設を活用できないかなという意味合いで質問をさせていただきましたが、これはもう他の高齢者事業団が入っているということでもありますので、これは取り下げていきたいと思っております。

児童館の指導員の配置についてです。それぞれ2カ所の児童館について職員の配置はされておりますが、この答弁書にもあるとおり、なかなか人が集まらないと、非常勤職

員も集まらないと。

国は、基準緩和をしましたですね、1人でもいいという。ただし、いざと言うときは、すぐ駆けつけられる状態であればという条件。これは、厚岸のように一つの教室が40人以下の場合は、それでもいいかと思うのですが、現在40人を越えている状況の中では、そういう配置基準というはできないだろうと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃられるとおり、今、基準の緩和を協議がされております。職員が集まらないというようなことも都市部何かであって、そういうことになっていったのだと思いますけれども、厚岸町では今おっしゃられたように、ある程度の人数がそれぞれの児童館に行っているという状況からすると、今、最低2人は配置をするということで条例でも定めておりますので、それはきちっと守って子供の安全を確保していくと。これからも2人というのは、極端な話、トイレにも行けないということになってしまいますので、そういうものはきちっと確保していきたいと。

例えばもっと子供さんが少なくて、10人だとか数人だかというようなことであれば、そういうようなことも考える余地はあると思うのですが、今の厚岸町の友遊児童館と子夢希児童館の人数の状況からすると、そういうことは考えられないです。最低2人の配置は、きちっとしていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 終わりにしたいと思いますが、いずれにしても保育所、児童館については働く親にとっては大事な、それこそよりどころの施設であります。それも、公の頼りにするところでもあります。そういう親の期待に少しでも報いていただきたいとか、親のそういう就労にバックアップしていただく体制をつくっていただきたいと思います。

今、少し議論させていただきましたが、全然前に進んでおりませんが、この後、検討する余地があれば、ぜひそういう考え方のもとで力強い運営をしていただきたいというふうにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から最後でございますので、お答えさせていただきます。

る電力の問題等、さらにまた定数の問題と、いろいろと大変ありがたい子供の支援対策についてのお話をいただいたところでございます。

今、ご指摘がございましたとおり、保育所にいたしましても児童館にいたしましても、やはりお父さん、お母さんのみならず、皆さんから愛される信頼される、しかも安全、安心な施設でなければならない、そのように考えておるわけでありませう。

今後、ますます地域住民の期待に応えられる施設になるように努力をさせていただきます。

たいと思います。

- 議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

- 石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

1番、地域公共交通対策について。

デマンドバス実施から2カ月がたちますが、どのような効果が出ているのか。デマンドバス運行地域の拡大なども含め改善が必要と思いますが、どうですか。

(2) 福祉交通回数券助成のさらなる増額が必要と思いますが、どうですか。

次、地域づくりについて。

総務省の取り組みの中に集落支援員制度があります。町でも取り入れるつもりはありませんか。

次に、支援に入った地域おこし協力隊員が起業したいという希望を支援するために地域おこし協力隊企業支援補助金があります。町として取り入れるつもりはないですか。

3.きのこ産業の育成と経営安定について。

きのこ生産者の募集を始めてから約20年になると思いますが、何人着業をして、何人廃業したのか。廃業した理由は、調査したのか。これからの生産者支援を、どのように取り組んでいくのか。

(2) 菌床の値下げが3年間行われていますが、その成果はどうだったのか。経営安定化のためにも継続すべきと思いますが、どうですか。

これで、1回目の質問を終わります。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域公共交通対策について、デマンドバス実施から2カ月がたつが、どのような効果が出ているのか。デマンドバス運行地域の拡大なども含めて改善が必要と思うがどうかについてであります。厚岸町デマンドバスの運行は、本年10月からスタートした制度で、この2カ月間のデマンドバスの運行状況は、厚岸町地域公共交通活性化協議会が昨年同時期に行った実証運行試験と比較しますと、一部、運行路線及び運行回数は異なりますが、5路線全体で利用者が254人、51人減となっているものの、運行にかかわる稼働日の割合は10%増の57.3%、稼働便数の割合は0.7%増の35.3%となっており、利用される日数及び回数は増加している状況にあります。

また、利用者の利用目的について、路線に異なりますが高校への通学、通勤、通院、買い物となっており、広域的な移動手段となるJRや定期路線バスへの乗り継ぎや、スクールバスの有償利用と併用による利用も見られるところであります。

なお、本年度は運行開始から2カ月経過したところであり、その効果の検証及び運行地域の拡大等の検討を行うには、運行期間の短さ、地域の交通資源としての運転手の確

保問題、他交通機関との関係から見て、時期尚早と考えますが、来年度、利用状況等を検証し運行方法等について検討していく予定であります。

次に、福祉交通回数券助成のさらなる増額が必要と思うがどうかについてであります。福祉交通回数券については、昨年まで高齢者バス乗車券助成として4,000円相当のバス回数券を交付しておりましたが、今年度、利用交通機関がくしろバスだけだったものをデマンドバス、スクールバス、さくらハイヤー、介護タクシーにも広げ、金額も5,000円相当の福祉交通回数券助成に拡充したものであります。

回数券の交付実績については、昨年度1年間の交付率は58%で、本年11月末現在では67%となっており、9ポイント増加しておりますが、当初80%を想定した状況から見ると、伸びていない状況にあるため、さらに周知を図りたいと考えており、現在の5,000円相当金額のさらなる増額は考えておりません。

次に、2点目の地域づくりについてのご質問のうち、総務省の取り組みの中に集落支援員制度があるが、町でも取り入れるつもりはないのかについてであります。国では過疎地域等における集落対策として、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関しての方法、知見を有した人材を集落支援員として委嘱をし、市町村の職員と連携・協力しながら集落への目配りをして、集落の巡回や状況把握などを行い、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進などを図る集落対策に取り組んでいくことを推奨しております。

総務省の取り組みによると、平成29年度の集落支援員の設置状況は、全国で3府県、300市町村で専任の支援員が1,195人、自治会長などの兼務の支援員が3,320人という状況で、道内で179市町村のうち16の市と町で配置され、平成20年度の制度創設から10年が経過し、全国の市町村では17.4%、全道では8.9%の配置にとどまっております。このように、制度の普及が進まない要因としては、集落支援員は市町村が委嘱して設置することとなりますが、委嘱してから地域の点検や話し合いなどにより課題を洗い出し、地域住民や市町村とともにその課題解決に向かって集落対策を推進するものであり、配置した市町村のアンケート調査では、採用する人材で重視する点として「人柄」が圧倒的に多く、次に「担当集落の状況への精通度」、「担当集落内の人的ネットワーク」とされ、集落の状況は多種多様であり、集落の住民と主体的に深くかかわりを持たなければならず、集落が求める的確な人材を探すことは、容易ではないことなどが考えられます。

国がこうした対策を講じる基本的な考え方「地域によっては、行政の集落への目配りが必ずしも十分に行われていないのではないか」との過疎問題懇談会からの指摘を受け、市町村が集落の現状に絶えず目配りをし、住民と行政の強力なパートナーシップを形成することにあります。

厚岸町においても、平成30年12月1日の住民基本台帳によりますと、65歳以上の人口割合が34.8%であり、この割合が50%以上となり社会的共同生活や集落の維持が困難になるとされる、いわゆる限界集落と呼ばれる地域が2地域存在します。

しかし、当町の場合、町内全ての地域に32の自治会が組織され、地域活動などによる共助の機能が維持されていること、各地域が抱える課題や問題を把握し、その解決に向けた行政運営を行うための自治会要望の実施、地域の課題やまちづくりに対する意見や提言を求める移動町長室の呼びかけ、さらには各地域に配置されている民生委員による

相談対応など、町民と行政との協働のまちづくりを掲げた行政運営を行っている本町の現状から、現在のところ集落支援員を設置する考えはないことをご理解願います。

次に、支援に入った地域おこし協力隊員の起業したいという希望を支援するために、地域おこし協力隊起業支援補助金があるが、町として取り入れるつもりはないかについてであります。まずお尋ねの地域おこし協力隊起業支援補助金は、国、北海道においてこのような補助制度はなく、国が制定した地域おこし協力隊推進要綱の地方財政措置の対象となる地域おこし協力隊の起業・事業継承に要する経費を指すものとしてお答えします。

本制度は、地域おこし協力隊が任期終了日から1年以内に隊員活動をした市町村内で起業、または事業継承する経費を市町村が負担する場合に、1人1回100万円を上限として特別交付税措置を講ずるとされており、必ずしも起業に係る補助制度のみを想定しているものではありません。

本町における協力隊員6人のうち4人は、それぞれ任務終了後は活動拠点において採用されることを前提に公募、委嘱しておりますが、残り2人が上尾幌きのこ産業振興のため、任期終了後はしいたけ生産者として着業することを前提に公募、委嘱しており、この場合に要する経費は国の財政措置の対象になるものと考えます。任期が終了する2年後にしいたけ生産者として着業する場合、国の財政措置が受けられる支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、きのこ産業の育成と経営安定化についてのうち、1点目のきのこ生産者の募集を始めてから約20年になると思うが、何人着業して、何人廃業したのか。廃業した理由は、調査したのか。これからの生産者支援をどのように取り組むのかについてであります。きのこ菌床センターが生産を開始した平成8年12月当初から、着業した生産者は36人、廃業したのは27人となっております。

廃業した理由の調査は行っておりませんが、生産者への支援については引き続き生産コストの削減に努めるとともに、良質で安価な菌床製造を維持していくことが重要であるとと考えております。

次に、2点目の菌床の値下げが3年間行われているが、その成果はどうだったのか。経営安定化のためにも継続すべきと思うがどうかについてであります。菌床の値下げについては、生産者組織の一元化や個々の経営安定化を図ることを目的に陳情されたものであります。取り組みは今年度が最終年であり、年度途中ではあります。現在までに生産者団体からさらなる値下げの延長についての要請は来ていない状況であり、一定の経営の安定化に寄与することができたのではないかと考えており、現在のところ継続は考えておりません。

しかしながら、しいたけ産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、引き続き地域との対話を続けるのはもちろん、今年度終了後に結論が出る生産者団体の取り組みの成果を踏まえて、必要に応じて支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●石澤議員 まず、最初にデマンドバスというか地域交通のことなのではけれども、デマンドバスが運行して、スタートしてからまだ2カ月程度なので利用状況の検証というのは、これからしていくことになると思うのですが、デマンドバスが運行したことで取りやめになった路線があると思うのですが、どこですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） デマンドバスを運行することで廃止した路線につきましては、くしろバスで走っていた床潭線になります。デマンドバスの運行後は、代わりに町のデマンドバスがその地域を運行していることになります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それで、その前までは9時台の本町から病院に行く床潭線で、梅香を9時45分くらいに通って、それから病院に行つてというバスがあったと思うのですが、それが全くなくなって、くしろバスが昼からになりましたよね。そのことで、結局9時台で病院に行つて買い物をして、11時45分役場前、そこで乗って帰ってきたという、その路線があったのですが、ちょうどそれが使い勝手が悪くなって、デマンドバスに乗るとすれば国泰寺まで歩かなければならないと。国泰寺しか受け入れてもらえないというふうに、その人たちは感じているようなのですが、床潭から来るデマンドバスはそうではなくて希望すれば、そこの路線を乗ることが可能なのですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 床潭線の廃止に伴いまして、確かに町内湖南地区を走る路線、それから光栄までの部分、便数はその部分は減少しております。

デマンドバスにつきましては、基本的にはくしろバスと重複する路線、それからハイヤー会社からこの地域はハイヤーの営業の存続にかかわるので、遠慮をしてほしいという部分については、昨年2月9日の議員協議会でも説明させていただきましたが、そういう部分については、デマンドバスの乗車はできないと説明をさせていただいたところでございまして、実際にも例えば湖南地区の湾月とか、その近辺に住んでいる方がデマンドバスを利用しようとしても、デマンドバスの利用はできないということになりまして、くしろバスの既存の路線、便数は若干減りましたが、そちらを利用させていただきたいということで、お願いをしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 高齢になってきて、そしてこれから寒い時期に11月、12月になってきますよね。その時期に朝一番のくしろバスはあるのですが、霧多布線ですね、7時10分で町立

病院は8時8分というのがあるのですが、それに乗ってくるのはとても大変だということなのです。朝、道路が滑るとかそういうのがあって、それでタクシーを使いたいということになるのですが、そうするとタクシーのほうは駅から福祉センターまでで950円といったかな、だから1,000円は以上かかりますよね。この回数券が5,000円ですから、それを利用するとなると、何回かぐらいしかできませんよね。

来るだけきて、バスを利用するという方法はあると思うのですが、そういうのでいったら買い物とかもなかなかできないという、昼から出てこなければならぬとか、そういう問題があるみたいで、できるのなら、競合することになるかもしれないのですけれども、デマンドバスにどこかで乗れるか、あるいは回数券を増やしてもらおうかとでない、高齢者の人たちが出歩くことができなくなるようになるのですが、その辺はどういうふうに思っていますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 確かに議員言われるように、町内、特に湖南地区の便数が減ったことにより、ご不便をかけている部分はあるかと思えます。

それで、霧多布線については今まで町立病院に寄らなかったものを昨年11月16日から、その代わりとして町立病院を経由するようにくしろバスをお願いをして、足の確保を行ってきたところでございます。

デマンドバスの町内での乗車につきましては、現在、厚岸町の公共交通につきましてはくしろバスが走っている定期バス路線、それからスクールバスの一般乗車、それとデマンドバス、それとハイヤーということで交通体系が成り立っているという現状もございまして、安易にちょっと重複路線をつくるということにはなりません、便数それから時間帯の調整については、くしろバス等ともこれからも継続的に協議を進めて、極力不便な部分を少なくしていく努力はしていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 本当に買い物ができなくなるというのが一番大きいのと、やはり病院へ行くのに、これから寒さがひどくなる、道路が滑る、そして運転がづらいので今の時期は運転を控えたいという人たちが利用できなくなってきたという、そういう声が聞きますので、その辺をちゃんと考えてほしいなと思えます。

それと、予約が大変だということと、それから前に定期的にこの日来るといふふうには走ってくれていたほうがよかったというような意見も出るのですが、その辺は来ていますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 以前、デマンドバスを走る前の患者輸送バスのほうがよかったという意見は、1件お受けをしております。

しかしながら、曜日を気にせず乗れる、それから時間が比較的短く着くという意見も

ございまして、説明会、我々地域のほうを回っておりますが、結果としては時間帯を早くしてもらいますとか、そういう意見のほうが多くて、そういう運行をさせていただいていると。

また、どうしても時間帯が変わっている路線等がございますが、それにつきましては、町内の運転手の数、それからスクールバスの本数等の増という部分ございまして、今の運行が現状としては精いっぱいということでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 予約の部分の問題は、どうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 予約については、以前のほうが予約がなくて楽だったという意見は同じ方から1件寄せられておりますが、他の意見については、意見自体が少数ではございますが、いつでも使えるようになったので助かるという意見もございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 これ、今始まったばかりなのでデマンドバスも含めて、新たに変えていくという形なので、またこれからいろんな問題も出てくるだろうし、いろんな工夫もすると思いますので、それを何年間やってみて、その上でまた不都合があったらその時点で考えてほしいなと思います。

それで、おもしろい取り組みをしているところがあるので、それだけちょっとお知らせしておきます。高齢者ハイヤーというので、前にも言ったことあると思うのですが、訓子府町での取り組みです。1回300円で、回数券が年間60回分を出している。会員制で、写真、住所、氏名、年齢が書かれた会員制をもって、これは予約なしなのです。タクシーに乗って活動しているという地域もあります。これから、高齢者がたくさん増えてきて、いろいろ車の問題、事故の問題もあって、いろんな取り組みをするところがあると思うのですが、それも含めてこれから考えていってほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） デマンド、それからスクールバスの利用等については、町として、今後運行していく中で見直しを含めて検討はしていかなければならないと考えております。

高齢者ハイヤーについては、現在、昨日の一般質問のご答弁でもあったかと思いますが、現実的に運転手の数が足りていない。現在、運転手4名おりますが、うち1名はもう退職をした方をお願いをしてパートで働いていただいていると、釧路から来ていた

だいているという状況でして、運転手確保の目処が近々の問題かなと考えてございますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 確かに、運転手の問題はバスも含めてあるみたいで大変だと思うのですが、何かいい方法があればと思います。

それで、次に移ります。

地域づくり集落支援制度の問題なのですが、たしかこれ地域協力隊のことを質問したときに一緒に私、集落支援について質問したことがあると思うのですが、それからもう大分たっています、改めて29年6月8日で総務省から推進要綱の改正についてというのが出ていますよね。この中で、集落の暮らしの実態や課題等について対策を検討する一助となるようにという、改正の通知が来ているのですが、先ほど確かに32自治体もあって、みんなそれぞれきちっと運営しているということなのですが、民生委員の数も足りないという状況が起きていると思うのですが、新たな方法で取り入れていくことが必要でないかなと思うのですよ。このままいったら、自治会長をやっている人の話も聞きますが、だんだん年をとってきて俺たちも自治会長をやっているのだけど、どうなるか分からないというような声も聞くのですよね。

それで、今からそういうのも含めて、集落支援というのを考えていくべきだと思うのですが、この中に二つの地域で、もういわゆる限界集落と呼ばれる地域が二つ存在するということです。

そうした場合に、ほかのところの地域の取り組みでいけば、地域協力隊の人たちがそこに入ってきて、その中で残って集落支援員になるというやり方もやっているところがあります。町をどういう地域であるかということ調べながら、その地域にどのようなことができるかと調べながらやっていくという地域があるのですが、そういうような方法というのはできないものなんでしょうかね。民生委員も多分数も足りていないと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 総務省の集落支援員制度について取り入れるつもりはないかという、限定したご質問だったものですから、それに沿った町長の答弁だということをご理解いただきたいと思います。

それで、今2回目で協力隊制度を活用して、任期明け後に集落支援員としての制度は活用できないのかという質問をちょっと修正されたような、私は印象を持っているのですが、基本的にやっているところの、うまくいっているところの例を見ますと、やはり地域の実情に精通した方ですね。それを一番大事だということのようなのですよ。それと人柄。それから、あらゆることに対応できるマルチ性というのですか、地域の課題というのはいろいろあると思うのですよね。福祉の問題なのか、それとも今言われた自治会活動なのか、それとも産業なのかとか、いろんな問題あると思うのですよ、交通

の問題も先ほど出ていましたけれども。

ですから、そういったことからすると、うまくいっている例はその集落に住んでいる人から、もともといる人を採用するというのが一番多いパターンとしてあるそうです。ですから、ほかから来た人を3年間という経験値はあるかもしれませんが、その人をその地域が受け入れるというのですか、濃密な関係を構築できるかどうかというのは、人によるというのがアンケートの中から何か浮かび上がっているそうです。

それと、1回採用すると、その方がずっといることになり、基本的には。そうすると、その方の資質とか考え方によっては固定化されるということで、新たな取り組みが生まれてこないというのも、何か課題として何か出てきているようなのです。そういったこと、もろもろの、私は何か否定的な言葉ばかり言っているのですけれども、そういう課題が今浮き彫りになってきていると、制度を10年間進めて。そういった情報もあるものですから、そこを制度としては、取り入れることは可能だと思います。ただ、それを実際に厚岸町としては取り入れて実施するというところまで、踏み切れるまでの考えにはまだ及んでいないということでもあります。

それと、新制度について限った答弁としては、現在のところは取り入れる考えはないということですが、さまざまな厚岸町における地域の課題というのは、いろんな自治会要望とかを受けて、それを解決するためにいろんな取り組みはしておりますけれども、多分それでもまだ課題はまだ積み残っている部分はあるのだと思います。

ですから、そういったことをどうやって我々行政だとか、そういったところに伝えてもらうかと、逆に行政がどうやって把握するかというのは、別な視点で取り組む必要があるのではないかなと思っています。

また、ちょっと質問からちょっとそうなる答えが外れてしまうものですから、そういったこともご理解いただきたいと思います。町としては、そういうことを課題としてあるのだということは認識しているということでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 確かに、そういうふうに地域支援員の考えは持っていないらしいのですが、先ほど言ったように、その地域に精通している、それからよく人間性というのを言いますが、その地域がどうであるかというのを、そこに入ってきちっと調べていかないと分からないです。そこに住んでいる人が全てその地域に精通しているということもならないと思うのです。新たに外から入ってくる人も必要だろうし、厚岸町内の中で、この人にここに入って調査をしてもらうだけでも必要、そういう形で支援員制度というのを活用していく方法もあると思うのです。

ですから、何が問題なのかというのを、その地域に入らないと分からないことっていっぱいあると思うのです。それを調査する一つの手段になるのではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

- 副町長（會田副町長） 当初、町でも取り入れるつもりはないかという部分から、若干踏み込んだ中でのご質問でございます。

今のご質問に対するお答えとは若干違うかも知れませんが、今、町として以前、議会でも議論をされた、職員がそれぞれの地域に入ってその支援を行うと、協力を行うという制度を今現在、町として構築をしようということで考えております。

できれば、4月1日からこの制度についてスタートをさせたいということを考えているところではありますが、細かい部分、今この場では申し上げることはできませんけれども、そういった形で職員がそれぞれの地域に入って、いろいろなその地域の課題、これを町のほうに伝え、こういった解決方法があるのかということを考えていく制度、これも今、構築をしようとしておりますので、この集落支援員制度と少し似た形での御協力ができるのではないかと考えているところでございます。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 前に地区担当職員という制度もあったような気がするのですが、ほかの町村でやっている。そういう形の勝手に取り組むということが聞けましたので、ただ町内だけでは多分人数的に大変だと思うので、外からの見る目というのも必要だと思うので、この集落支援制度というのは、もう一度考えてほしいなと思います。

それと、地域おこし協力隊がその中に入っているというのですけれども、主な財源ということで地域おこし協力との企業に要する経費、道100万というのがありますよね。そういうのも地域おこし協力隊に活用する場合の経費の中に、1人当たり上限400万円、地域おこし協力隊員等の起業に要する経費、道100万円、地域おこし協力隊の募集に要する経費、1団体上限200万というのを、特別交付措置があると思うのですよ。

それで、やはり就農になるかどうか分からないですよね。就農する場合とすれば、任期中は農水省の農業次世代人材投資資金というのがあるのですが、就農であればこれが任期後活用できるという、そういういろんな方法があるのですが、こういう起業するに要する経費というのを設けられているので、それを町として出しますよということを表示することで、協力隊員の活動に少し弾みがつくのではないかとと思うのですが、その辺はどうですか。

- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 町長の1回目の答弁で、この100万円という町財政措置があるということでございまして、それを活用して検討していきたいという答弁をさせていただいています。ですから、それを活用していきたいという意思を持っているということで、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 それで、ここに本町における協力隊員6人のうち4人はそれぞれ任務終了後

は、活動拠点において採用させることを前提に公募しておりますが、残り2人が上尾幌となっていますが、4人の方たちは、ほかに起業するという希望というは持っていないのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） そういった考えを表明されてはおりませんし、もともとが活動拠点のところで3年間の活動を行って、その間に将来の職場となるところのいろんな入っていけるような準備期間的な位置づけだというふうに、隊員の方々も承知の上で今、活動をしていただいていると。

なおかつ、活動拠点のほうでも、そういったことを前提に活動を受け入れているという関係にありますので、現在のところそういった方々が起業するという前提でいろんな取り組みをしていることはございません。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今は、そこに一応仕事をするとなっているのかもしれないですけども、もしそのときにやはり合わないと。厚岸が好きなので厚岸で起業したいという場合は、それはこれを保証するのですか。この地域起業支援補助金の申請をしてやることは、できるのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この補助金制度は、現在もってございません。それは、1回目の町長の答弁であったとおりでございます。

ですから、そういった前提で今現在、活動していただいておりますので、その補助制度と限定されていますけれども、そういう制度は今、町ではもってございません。今のところですよ。将来のことについては、それは現在のところ想定しておりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

また、そういった起業を前提として公募して採用、委嘱するという部分、前提としてやる場合はやはりそういった補助制度なり、いわゆる起業するための支援策と言われて、やはりもってやったほうがいいのではないかなと思っていまして、それは別の組織と相談しながら、今検討はしていますけれども、まだそれを採用するというところまでは、まだ至っておりませんが、引き続き検討はしてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 本人の希望を最優先に、取り組んであげてほしいと思っております。

協力隊、若い彼らが家族を連れて入ってきてくれる人もいるし、単身で乗り込んで来てくれている子もいます。その子たちにとって、厚岸が嫌な町にならないように、厚岸

が好きだと言ってきてくれているのですから、その辺も含めてきちっと話し合っ、彼らの要望をきちっと聞くという、そういうスタンスに立ってこれからもやってほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今、活動拠点となっていていただいているところは、法律上の公的団体でございます。そういったところで、活動を支援するためのさまざまな人的な労力だとか、いろんなこともされているわけでございますね。

そういった前提で、やはり将来は採用して戦力になっていただきたいと。今、活動の中でのやはり徐々に1年目より2年目、2年目より最終年次の3年目と、より戦力になっていただいて、これは新しい組織の中で、新しいことに取り組んでいただいて、またその業態を広げるだとか、そういったことを期待しているわけですね。それを、やはりその中にとどまらないで、何か自分でやりたいということになると、その期待感を失ってしまうことにもなります。いわゆる活動拠点側のほうも。安易に希望をかなえるという、まだ何も話がそういうこと出ていない前提で、ここでかなえてあげたいとかという、答弁は差し控えさせていただきたいなとも考えます。

この辺、いろんな問題、これからもしかしたらそういう考え方が出るかと、憶測のもとでちょっと答えるのは差し控えさせていただきたいなと思います。あくまでも、最初の公募、それから今の活動状況の中で、今はそこで一生懸命やられている方々と我々は受けとめておりますので、そういう前提で対応させていただければと思っているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 最初の公募っておっしゃいましたけれども、最初の公募に書いていなかったところもあるみたいなのですよ。これは、言わないでおこうと思っていたのですけれども。

それで、かなえてやれというのではなくて、きちっと話を聞いてくださいということです。そして、その中でどうしたらいいかを上から押しつけるのではなくて、きちっと彼らの考え方、それからこの町をどう思っているか、ここの町の何が足りないか、ここはこうしたらいいかと、そんな思いをいっぱい思っているのですよ。それを、ちゃんと聞いてやってほしいと思うのですよ。それを聞かなくて、何のための協力隊なのですか。意味がないと、私は思いますよ。

せっかく協力隊で来てもらって、厚岸に入ったのです。それは、コンキリエかもしれない、それぞれの拠点はあるかもしれないです。でも、その中でよりよくしたいと思っている彼らの意見を聞くことを、受けるのは町の仕事だと思うのですよ。それをきちっとしてほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 公募をするに当たって、協力隊として活動できる中で、こういった活動をしていただきたいということで、お示しした上でやっていただいているというのは、まず前提です。

それで、やはり町のためになる活動というのは、当然のことです。好き勝手にやられても困りますし、何らかのやはり公的な立場での活動でありますから、町のために活動をしていただく、当然です。

それと、これは都市から地方への地方創生がらみの取り組みでもございますから、こういった意味では厚岸町にずっと定住していただくというのは、当然のことです。ですので、そういった夢をかなえる、それから町の施策としても実現できるように取り組んでまいりたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 それを、きちっとやってほしいなと思います。

次に、きのこ産業に移ります。

ここに、生産者の支援について引き続きと書いていますが、どうして廃業したのか調査したのかということ、これは調査をしていないということなのですが、上尾幌にいて、きのこをやっていた方が菌床に移ったという方もいると思うのですよ。その人たちが、高齢になってやめたという方もいると思います。それだけでないような気がします。

そのほかに地方から来た人たち、この人たちがなぜ残れなかったのか、それはどうなのか。地方から上尾幌に来て、きのこ生産者として入ってきたと思うのですよ。その人たちは、どんな思いでやめていったのか、どうしてやめざるを得なかったのか、続けることができなかったのかというのを、どういうふうに思っていますか。

- 議長（佐藤議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（川越課長） 廃業の理由ということでございますけれども、今、町外からいらしゃった方がどのような思いでというご質問かと思っておりますけれども、基本的にきのこ菌床センターにおいては町内に着業しまして、センターのほうを通じて菌床を買っていただき、その中で生産をしていただくという部分はございますけれども、着業や廃業に当たっての、まず手続は町のほうではとっておりません。

ただ、しいたけ産業の活性化という形で、町はてこ入れをしているわけですから、調査は今となってはしておりませんが、その時々にお聞きしている内容は、歴代というか、押さえているつもりでございます。

その理由といたしましては、基本的に大きなくくりで言いますと、個人的な理由が主なものになりますけれども、やはり夢を抱いて来ていただいた際に思っていたものと違うというものもございますし、体力的な部分というお話も聞いております。それと、当然ながらこれは一次産業でありますから、資金繰りの関係、売り先等の関係、いろいろ

あると思いますけれども、それらが主な要因ということであって、やはりこれはどのような形の商売であれ、同じようなことが想定される中での一つの事例かと思っております。

その中で、町としてはそれらのお話を聞きながら、良質で安価な菌床づくりに努めることが、まず最大の支援であるということを常に念頭におきながら、生産者と話をしながら進めてきているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 良質で安い菌床というのは、確かに一番大事ですよ。

菌床の取り扱いも含めてなのですが、今言いましたよね、売り先とか。それから、つくり方もあるでしょう、1年や2年でできないと思います。その人たちが来て、大体何年ぐらいで廃業になったのですか、早い方で。3年ですか、2年ですか、1年ですか。どのぐらいで廃業になったのですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

着業から廃業に至るまでの年数ということでございますけれども、端的に年数で言いますと2年でやめられた方がいらっしゃいます。この方は、たしか体調不良だというふうに記憶してございますけれども、そのほかで申し上げますと、3年の方もいらっしゃれば、やはり10年前後、平均というか、そのほかにおきまして、やはり10年から15年程度続いているような形で、私どもは控えております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 2年でやめた方というのは、何人くらいるのですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 2年でやめられた方は、1名でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 体の調子が悪くなってと言いましたよね、今。体調が悪くてということだったのでございますけれども、きのことをつくるということの大変さというのは、私はちょっと同じ農家でも酪農なのでちょっと余り分からないのですが、牛を育てるのと一緒かなと思うのですが、大体1年、2年、3年くらいたたないと全体の周りというか、どういうふうになってどうなるかというのは分からないのです。1年ごと1年ごと全部違いますから、分からなかったのですが、この方は2年でやめている。あと、3年と。完全に3年たて

ば、これからやっていけるかなと思うときにやめなければならなかった、その理由は何ですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 申しわけございません。先ほど体調だと思いうことで、ちょっとかなり前のお話なものですから、正式に調べたものではないのですが、そのような形だったとちょっと聞いた記憶があったものですから、そのように言わせていただきました。

あとは2年とか、そういう短い方以外については、やはりいぎきのこ生産を始めたときに、やり方も違いますけれども、軌道に乗れなかったのが主な原因ではなかろうと私たちは想像しているところでございます。

ただ、現状におきましても、ゼロから始めた方においても、現在残っていらっしゃる方の中で自ら融資を受け、1年目から収入を発生することが可能でございますので、これをうまくメーカー等の指導に基づいて、一番いい形で製造していけば、実際に年数は大体6年から7年ぐらいで償還が終わって、軌道に乗っているというお話も何人か聞いてございますので、今の形を維持して行って、あとは今後メーカー等の指導、うちらも勉強会等を開くように進めながら、あとは地域の方の御要望を聞きながら、うちも今回ヒートポンプを導入させていただきまして、より良質な玉を生産させていただいているつもりでございます。

実際に、生産者のほうからはヒートポンプを導入した玉が、その後に通常、袋をむいてしいたけを発生させる、それを状態発生と申しますけれども、この段階の状態、いわゆる収穫量が非常にいいというようなお言葉もいただいております。

これら投資も含めまして、生産者への支援として良質な菌床を続けていくことが、皆さんが継続してこのしいたけという栽培について、なりわいとして将来にわたってやっていっていただけるのではないかと考えておりますし、これらの方たちが一体となつてしいたけの団地として誇れるものを、形を一緒に町と考えていきながらなっていけば、今後、生産者を迎える体制として、一緒になって向かっていけるのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今言ったヒートポンプも含めて、菌床センターでつくれる菌床の出来具合で、きのこ農家にとってすごい負担が軽減するか軽減しないか、そういうこともあると思っておりますし、菌床センターで働いている人たちの技術というのか、技術力もすごく大事だと思うのですよ。そういう人たちをどういうふうにして育てていくのか、今働いている人たちがやめるということがないように、その辺のことがいろんなトラブル何かでやめるということがなったら大変なものですから、その菌床をうまくつukれないということになったら困るので、それをきちっとやってほしいのと。

それから毎回、日誌みたいなのをつけていますよね。それで、その日誌みたいなのが

あったら、もしそれがずっと菌床の生育状態が分かるものになるのかな、そういうのがあったらきのこの初めてやる人などのアドバイスとして、そういう毎日やった日誌がつけてやるということも可能だと思うし、菌床は、上尾幌、厚岸町できのこをつくっている人にとって大事なものですから、それをきちっとその地域の人と話し合っ、一部ではなくて地域の人全体で話し合っやってほしいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、お答えいたします。

町といたしましては、生産者への支援については続けていきたい。ただし、生産者におきましても、互助精神を持って一致結束する環境をつくってもらいたい。私は、そのように思います。そうでなければ、それぞれの要望に応えることはできません。

そういうことで、これからも町としては努力をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました9名の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後 2 時52分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

日程第3、議案第84号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第84号 公有水面埋立許可に関する意見について、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

次の地先の公有水面埋め立てにつて、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事から意見を求められ、これに異議のないことを答申したいので、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

このたびの公有水面の埋め立ては、国の厚岸漁港特定漁港漁場整備事業計画に基づく、若竹第2埠頭基部のマイナス2.0メートル物揚げ場の整備に伴うものであります。

第三種厚岸漁港は、衛生管理型漁港として整備が進められておりますが、本件埋め立ては、沿岸漁業の小型漁船が利用する物揚げ場として整備されるもので、完成後には厚岸漁業協同組合がクレーン3基を設置し、カキ、アサリ等の陸揚げ場所として利用されることとなっております。

なお、埋め立てに伴う漁業権の一部変更につきましては、平成30年7月2日に開催されました厚岸漁業協同組合の臨時総会において承認され、同日付で厚岸漁業協同組合が釧路開発建設部で同意書を提出しております。

次に、公有水面埋立許可の出願の内容について説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。まず、北海道知事から公有水面埋立承認の出願について諮問の写しでございます。平成30年9月25日付で農林水産省から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、厚岸町長に意見を求められております。なお、意見書については平成31年3月21日までに提出することになっております。

3ページをご覧ください。

公有水面埋立承認願書の写しであります。出願者である農林水産大臣より北海道知事に公有水面の埋め立て承認を出願されたものであります。

4ページをご覧ください。

1. 埋め立て区域であります。

(1) は位置であります。厚岸郡厚岸町若竹1丁目5番及び7番地先公有水面であります。

(2) は区域であります。9ページの埋め立て区域図とあわせてごらんいただきたいと思っております。図の中で、黒く編みかけされた部分が本件埋め立て区域であります。記載されている①の地点から⑧の地点までを順次結び、⑧の地点と①の地点を結んだ線で囲まれた区域となります。

(3) の面積であります。1063.04平方メートルとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

2. 埋め立てに関する工事の施行区域であります。

(1) は位置であります。厚岸郡厚岸町若竹1丁目5番、7番地内並びに7番地先公有水面であります。

(2) は区域であります。9ページの埋め立て区域図とあわせてごらんいただきたいと思っております。記載されている片仮名のイの地点から、片仮名のチの地点までを順次結び、片仮名のチの地点と片仮名のイの地点を結んだ点線で囲まれた区域となります。

(3) の面積であります。7,066.51平方メートルとなっております。

3. 埋立地の用途は、漁港施設用地であります。

次に、6ページをご覧ください。

4. 設計の概要であります。

(1) 埋立地の地盤の高さであります。エプロン部ではD.Lプラス2.00メートルからD.Lプラス2.20メートルまで上り勾配ですりつけ、エプロン背後部については、岸壁前面のD.Lプラス2.20メートルからD.Lプラス2.32メートルまで上り勾配ですりつける地盤高となっております。また、埋め立て予定地に隣接する道路については、物揚げ場と同様の勾配でD.L+2.00メートルからD.L2.37メートルの地盤高となっております。

このD.Lと申しますのは、漁港事業で港湾事業の際に使用される基本水準面の略語の一つで、漁港の最低水面を表しており、工事用の基準面となります。D.Lプラス2.00メー

トルとは、潮位が最も下がった面から2.0メートルの高さということになりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(2) 護岸、堤防、岸壁その他、これらに類する工作物の種類及び構造についてであります。本体は水中コンクリート式構造で、施工時の波力に耐えうる構造となっております。

(3) 埋め立てに関する工事の施工方法であります。まず既設の舟揚げ場の撤去から着手し、次にマイナス2.0メートル物揚げ場、袖護岸A部・B部、土留め護岸の基礎工、本体工、裏込工、上部工を順次施工し、埋め立て区域を外海から遮断した後、別途、公共工事から発生した土砂等を埋め立て区域内に投入いたします。最後に、埋立地を整地し、舗装工を施工して埋め立てに関する工事を竣工させるものとなっております。なお、埋め立てに用いる土砂等の種類につきましては、公共残土、コンクリート塊となっております。

次に、7ページをご覧ください。

(4) 公共施設の配置及び規模の概要についてであります。8ページの利用計画図のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

5. 埋め立てに関する工事の施工に要する期間であります。9月であります。

議案書1ページにお戻りください。

公有水面埋立許可に関する内容であります。

1. 埋立出願者の住所及び氏名。

東京都千代田区霞が関1の2の1農林水産大臣齋藤健。

2. 埋立位置及び面積。

厚岸郡厚岸町若竹1丁目5番及び7番地先公有水面、1,063.04平方メートル。

3. 埋立地の用途。

漁港施設用地。

4. 埋め立てに関する工事の施工に要する期間。

9月でございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目なのですが、数字が、これだけの詳しい資料をいただいたので、前から漁港の整備計画の中でも、ここに物揚げ場ということで説明を委員会でも聞いておりましたし、今回このようなきちっとした図面が出てきたという。この部分だけでは、まだこの分の事業費というのは分からないのでしょうか。

●産業振興課長（川越課長） 現在のところ、私どもでは平成31年度の施行ということで伺っておりまして、事業費についてはまだ伺っておりません。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今回この議案を配付していただきましてから、初めて公有水面の埋め立てというのが分かりました。少なくとも、厚岸漁業協同組合では臨時総会、7月2日に総会を開いて議決をなさっておると。たまたま、これ日付を見ると道から町のほうに同意を求められた日にちが11月21日付で、北海道から来ましたよと。それまで、役場はわからなかったのですか。

ということは、総務の常任委員会にも少なくとも漁業者の大切な海、公有水面を埋め立てをするのに、ぽんと議案配付して本日提案ですよと、議会軽視ではないですか。どうですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

私どもに届いたのは、確かに11月21日でございます。ご質問者おっしゃるとおり、私どもといたしましては、過去の総務産業常任委員会の中で説明を触れていた部分もあったのですが、正式に今回このような形で議案として上程させていただきという部分につきましては、ご指摘のとおりだと深く反省しているところでございます。

私どもも、決して議会を軽視したという考えはございませんですが、今後このような漁港整備の動きがあった際には、できる限りというか、分かった段階で皆さんのほうにご報告させていただけるような体制にしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 少なくとも組合にとっても、総会ですよ。単年度の予算でも総代会で承認ですよ。特別議決事項だと思うのです、これは。それが、ぽんと議案を出して承認せいやと、いかがなものですか、副町長。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 先ほどの課長のお答えと重なりますが、改めて今回あらかじめのご報告、内容について説明をしなかったことについて反省をさせていただくとともに、今後このようなことがないように、全ての面において必要な部分については、あらかじめ議会に報告をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 私は、このことについては賛同するものです。ぜひ、早期につくっていただ

きたいと。

少なくとも議員協議会や何かで公有水面でこういう動きがありますよぐらいは、やはりきちっとしていただきたいし、臨時総会には町も招待されなかったのでしょうか。この1点だけ、確認させてください。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えいたします。

この総代会のご案内につきましては、町のほうにはいただいていたと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第4、議案第85号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第85号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書10ページをお開き願います。

町道松葉町通り道路敷地内事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1. 損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町光荣307番地、加藤重春氏であります。

2. 事故の概要であります。平成30年8月7日午後2時00分ころ、町道松葉町通りにおいて建設課臨時作業員が歩道植樹ますの草刈り業務に従事していた際、刈り払い機の刃で跳びはねた小石が道路を走行していた相手方車両に当たり、車両のフロントガラスが一部損傷した事故であります。なお、過失割合は町が100%であります。

3. 損害賠償額であります。金102,503円であります。

道路の草刈り作業のため、飛散防止ネットを設置しながらの作業でありましたが、結

果的にこのような事故を起こし大変申しわけなく、再発防止に向け改めて指導を行っていきたくと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第86号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第86号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

本年第3回定例会において、議案第74号 厚岸町事務分掌条例の制定についてを提案し、平成31年4月1日付、行政組織機構の見直しとして課の統廃合を行い、9課1室から10課2室に再編する改正案が可決されました。

改正に当たっては、町民の視点に立った分かりやすく利便性の高い組織機構という視点がありましたが、条例公布後も引き続いて研究を進めておりましたところ、本町にとって林政を環境政策に位置づけている特色のある組織は、林務という文字を課の名称に用いることによって、さらに内外にご理解をいただけるものと考え、より分かりやすい課名となるよう、環境政策課を環境林務課にあらためようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、議案書によりご説明いたしますので、別に配付しております議案第86号説明資料の新旧対照表は参考としてご参照願います。

第1条第7号及び第2条第7号の改正は、先ほどご説明したとおり「環境政策課」の名称を「環境林務課」に改めるものです。なお、課の名称のみの改正であり、事務分掌の内容には変更はございません。

附則第1項は、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

これは、改正しようとする厚岸町事務分掌条例は、平成30年9月28日に公布。平成31年4月1日施行であり、ご迷惑をおかけいたしますが、施行日前に今回の改正を溶け込ませる必要があるため、公布の日から施行するものです。

ただし、これからご説明いたします附則第2項の規定につきましては、関係する条例の一部改正であり、厚岸町事務分掌条例に溶け込ませる内容ではなく、平成31年4月1日施行とする必要があることから、公布の日からではなく平成31年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項は、厚岸町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正であり、本案による組織機構の見直しにより「環境政策課」の名称が規定されている箇所を「環境林務課」に改めるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第87号 厚岸町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第87号 厚岸町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

自己啓発等休業制度につきましては、平成18年8月人事院が公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みを用意することが有用であり、自発的に職務を離れて大学等における就学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務には従事せず、これらの活動を行うことを認める制度の導入が必要であるとして、国会及び内閣に対して意見の申し出を行い、この申し出を受けた

国がその必要性を認め、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律、平成19年法律第45号を制定するとともに、地方公務員についても同様の制度を導入することを目的に、地方公務員法の一部を改正し、平成19年8月1日から施行した制度であります。

厚岸町において、他市町村の条例の制定状況や運用状況などを緩和しながら検討を進め、平成24年度から制度化をしております。このたびの改正は、学校教育法等の一部を改正する法律、平成29年法律第41号により、平成31年4月1日施行で学校教育法の一部改正が行われ、本条例において引用している第104条第4項第2号が第104条第7項第2号となり、引用箇所が項ずれが生ずることから、これを改正するものであります。

条例の改正内容については議案書にご説明いたしますので、別に配付しております議案第87号説明資料の新旧対照表及び議案第87号説明資料は参考としてご参照願います。

第4条第2号の改正は、先ほどご説明したとおり引用する学校教育法の一部改正に伴い、学校教育法第104条第4項第2号を学校教育法第104条第7項第2号に改めるものです。なお、項ずれに伴う改正であり、規定している内容には変更はございません。

附則第1項は、施行期日であります。

この条例は、改正される学校教育法の施行日と同日であり、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、学校教育法の改正に伴う経過措置であります。

この条例による改正後の厚岸町職員の自己啓発等休業に関する条例、第4条第2号に規定する過程には、改正前の学校教育法第104条第4項第2号の規程により、同法第83条に規定する大学当該大学におかれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むこととする経過措置を設けるものであります。

なお、平成24年度の制度導入以降、厚岸町においてこの制度を利用した職員はいないという状況となっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

人事院は、本年8月10日国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った平成30年4月時点における民間給与実体調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。内閣は、平成30年11月6日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同日付で法律案を国会に提出、衆議院においては11月20日、参議院においては同月28日に原案どおり可決されたところであります。

このたびの、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げるため制定するものであります。

また、この改定の内容について、去る11月26日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条は、平成30年12月の期末手当の支給割合の改正。

第2条は、平成31年以降の6月と12月の期末手当の支給割合の改正をそれぞれ規定したものとっておりますので、ご了知いただきたいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第88号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書13ページをご覧ください。

はじめに、第1条であります。

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合について「100分の227.5」を100分の5を引き上げ「100分の232.5」に改めるものであります。

次に、第2条であります。

第1条と同じく町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、6月及び12月の支給割合について、それぞれ期末手当支給基礎額に100分の222.5

を乗じて得た額を期末手当の額として、割合を均衡にするものであります。

また、このたびの改正により、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間の支給割合は、100分の440から100分の445となります。

次に、附則であります。

第1項はこの条例の施行日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月の期末手当の支給の基準日である平成30年12月1日から適用するとするもので、平成30年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上、今年度中にその差額を支給することとするものであります。

この改正による影響額については、町長、副町長及び教育長を合わせた年額の総額で12万1,209円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、議案第89号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第89号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、さきの議案第88号で説明したとおり、去る8月10日の人事院の勧告における本年4月時点での官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるため制定するものであります。

また、この改正内容については、さきの議案第88号と同様、去る11月26日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条は、平成30年12月の期末手当の支給割合の改正。

第2条は、平成31年以降の6月と12月の期末手当の支給割合の改正をそれぞれ規定したものとっておりますので、ご了知いただきたいと存じます。なお、これから行う条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第89号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書14ページをご覧ください。

はじめに、第1条であります。

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合「100分の227.5」を100分の5を引き上げ「100分の232.5」に改めるものであります。

次に、第2条であります。

第1条と同じく議長以下、議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、議員報酬の月額に乘じる割合を「100分の222.5」に改め、6月の割合と12月の割合を均等にするものであります。

また、このたびの改正により議長以下、議員に支給される期末手当の年間の支給割合は、100分の440から100分の445となります。

次に、附則であります。

第1項はこの条例の施行日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条の規定は、平成31年4月1日から施行とするものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成30年12月の期末手当の支給の基準日である平成30年12月1日から適用するとするもので、平成30年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上、本年度中にその差額を支給することとするものであります。

この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で13万7,650円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第9、議案第90号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第90号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。
本条例につきましても、さきの議案第88号で説明いたしました本年8月10日の人事院勧告における4月時点の官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与改定のうち、国家公務員の俸給表、期末手当、勤勉手当の支給割合及び宿日直手当の支給額の引き上げ改定の内容に準じて、厚岸町職員の給料表、期末手当、勤勉手当の支給割合及び宿日直手当の支給額をそれぞれ引き上げ改定するものであります。
また、人事院勧告以外の改正となりますが、職員に支給する手当に新たに地域手当を加える改正を行うため制定するものであります。
続いて、人事院勧告における給与の改定の内容について申し上げます。
一つ目は、給料表の改定であります。
はじめに、一般給料表及び企業職給料表については400円の引き上げを基本に、初任給を1,500円、若年層も同程度、再任用職員を400円引き上げることとしております。
次に、医療職給料表についてはこれも同じく400円の引き上げを基本に、初任給を1,700円、若年層も同程度、再任用職員を400円引き上げます。
次に、嘱託職員給料表についてはこれも同じく400円の引き上げを基本に、初任給を1,500円、若年層も同程度を引き上げます。
なお、医師給料表については勧告に準じて、改定しないこととしております。
二つ目は、期末手当、勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員、再任用職員及び嘱託職員の勤勉手当を0.05月引き上げるものであります。
三つ目は、宿日直手当の支給額の改定で、医師については1回につき1,000円。その他の職員については1回につき200円、それぞれ引き上げるものであります。
この三つの改定は、いずれも本年8月の人事院勧告及び既に第197回臨時国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。
続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は4条立ての構成とし、第1条と第2条が職員の給与に関する条例の一部改正。

第3条と第4条が、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第90号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料の1ページをご覧ください。

第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

はじめに、題名の改正であります。題名に厚岸町を付すものであります。

次に、第16条の改正は、宿日直手当の1回当たりの支給額の引き上げ改定で、医師に支給するものについて、現行の2万円を2万1,000円に。その他の職員に支給するものについて、現行の4,200円を4,400円に改めるものであります。

次に、第16条の6第2項の改正は、勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の割合を6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分の5引き上げ、100分の95に、第2号の再任用職員の割合を第1号と同様に6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分5引き上げ、100分の47.5とするものであります。

また、この改正により期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、再任用職員以外の職員、いわゆる一般職員が100分の440から100分の445、再任用職員が100分の230から100分の235となります。

次に、第16条の6第5項の改正は、国の一般職の職員の給与に関する法律における期末手当の支給停止、差しどめ等に関する規定です。勤勉手当に準用する規定について、当該規定で用いられている略称規定が及ぶ範囲を明確化する改正が行われたことから、同法の改正にあわせて略称規定の整理を行うものであります。

次に、第22条第2項の改正は、嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第16条の6第2項と同様に6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分の5引き上げ、100分の77.5とするものであります。また、この改正により嘱託職員の期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、100分の331から100分の336となります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。

1ページから6ページにかけて、別表第1の一般給料表。6ページから12ページにかけて、別表第2の医療職給料表。12ページから14ページにかけて、別表第4の嘱託職員給料表となっております。

給料表の改定については前段で申し上げたとおり、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて、国会に提出され可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が400円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で1,500円、再任用職員の給料月額を400円それぞれ引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく400円の引き上げを基本

に、初任給及び若年層の給料月額を最高で1,700円、再任用職員の給料月額を400円それぞれ引き上げ、別表第4の嘱託職員給料表も、これも同じく400円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で1,500円引き上げております。

なお、別表第1の一般給料表及び別表第2の医療職給料表に規定している再任用職員の給料月額について、適用の有無にかかわらず国の俸給表と同様になるよう1級から6級までの全ての給与を定めておくよう、あわせて整理するものであります。

新旧対照表の2ページにお戻り願います。

続いて、第2条について、第1条と同じ職員の給与に関する条例の一部改正であります。第2条の改正は、職員に支給する給与に新たに地域手当を加えるものであります。

地域手当とは、地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域である都市部に勤務する職員に対して支給される手当であり、国においては平成18年度から多くの地方団体においても、平成18年度以降、制度化されているものです。

厚岸町自体は、地域手当の支給対象となる地域ではありませんが、派遣等により都市部において勤務する職員に対しては、国に準じてこの手当を支給することが適当であるとされていることから、派遣等により職員の人材育成を行うことが今後ますます重要になってくると考えることから、このたび地域手当を加えるものであります。

次に、新設となる第8条の2は、地域手当の支給に関する規定を加えるものであり、地域手当の支給対象となる在勤地の級地及び支給割合は、国家公務員の給与を定めている一般職の職員の給与に関する法律、第11条の3第2項各号の規定を引用すること及び地域手当の支給額の計算は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額によることを定めるものであります。

なお、北海道における地域手当は札幌市のみが支給対象地域となっており、その支給割合は100分の3とされており、厚岸町から北海道庁に派遣された職員には、国の規定と同様に地域手当が支給されることとなります。

次に、第14条の改正は地域手当を加えることに伴い、勤務1時間当たりの給与の算出に地域手当を含めるものであります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

次に、第15条の2第2項から第4項までの改正は地域手当を加えることに伴い、休職中の職員に支給することができる手当に地域手当を加えるものであります。

次に、第16条の3第2項及び第3項の改正は、人事院勧告の内容に準じ2019年6月以降に支給する期末手当の支給割合について、6月の支給割合と12月の割合を均衡にするもので、再任用職員以外の職員の支給割合を現行の6月、100分の122.5及び12月、100分の37.5をそれぞれ100分の132、再任用職員の支給割合を現行の6月、100分の65及び12月、100分の80をそれぞれ100分の72.5とするものであります。

次に、第16条の3第4項及び第5項の改正は地域手当を加えることに伴い、期末手当基礎額及び期末手当の役職加算に地域手当を含めるものであります。

次に、第16条の6第2項の改正は、地域手当を加えることに伴い、勤勉手当の支給総額の算出に地域手当を含めるもの及び、この条例の第1条で改正した勤勉手当の支給割合を2019年6月以降に支給する割合に改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の

割合を100分の92.5に、第2号の再任用職員の割合を100分の45とするものであります。

次に、第16条の6第3項の改正は、地域手当を加えることのない勤勉手当基礎額に地域手当を含めるものであります。

次に、第20条の改正は嘱託職員に支給する給与に一般職員と同じく、次ページとなりますが、新たに地域手当を加えるものであります。

次に、第22条第1項の改正は、第16条の3第2項の改正と同様、人事院勧告の内容に準じ、2019年6月以降に支給する嘱託職員の期末手当の支給割合について、6月の割合と12月の割合を均衡にするもので、現行の6月、100分の90及び12月、100分の96をそれぞれ100分の93とするものであります。

次に、第22条第2項の改正は、第16条の6第2項の改正と同様、この条例の第1条で改正した嘱託職員の勤勉手当の支給割合を2019年6月以降に支給する割合に改めるもので、その割合を100分の75とするものであります。なお、第16条の3、第16条の6及び第22条の改正による期末手当、勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、いずれの職員もこの条例の第1条で改正した割合とそれぞれ同じ割合となるものです。

続いて、第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。本条例に規定のない嘱託職員に関する部分、嘱託職員給料表及び改正規定の条項番号が異なるほかは、改正の内容がこれまで説明いたしました第1条及び第2条の職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

説明資料別紙の14ページから最終ページにかけての企業職給料表についても現行、改正案ともに一般給料表と全く同じ内容となっております。

続いて、この条例の附則であります。

議案書の31ページをご覧ください。

附則第1項はこの条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定については、平成30年4月1日に遡及して実施することを定めております。

附則第3項は、給与の内払いの規定で、この条例の第1条及び第3条の規定により、引き上げ改定した給料、勤勉手当及び宿日直手当について、平成30年4月1日遡及により本年4月から11月までの8カ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う本年6月及び12月の期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当、本年12月の勤勉手当並びに宿日直手当の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改定に伴う影響額については、企業会計を含めた全会計で給料表の引き上げ改定により、年間で給料の増額分が約242万5,000円、期末手当、勤勉手当の増額分が約690万8,000円。宿日直手当の増額等を含めた総額では、約990万円。これら給与の増額に伴う退職手当組合負担金等への影響額を、約76万円と試算しております。

なお、この改定内容については平成30年10月11日付文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年11月8日付文書により合意をする旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 地域手当について少しお聞きしたいのですけれども、先ほど職員派遣の場所、北海道で言えば札幌市が100分の3を加算するという説明があったのですけれども、議案第90号参考資料で、一般職の職員の給与に関する法律の抜粋があって、その第11条の3第2項で地域手当の月額が俸給の特別調整額、専門スタッフ職、調整手当及び扶養手当の月額の合計額となっています。

一方、改正案のほうには、給料扶養手当及び管理職手当の月額の合計額となっているわけですが、ということは法律でいうところの、比べたときに俸給の特別調整額と専門スタッフ職調整手当が、管理職手当と同一のものだということに理解しているのか、まずその点についてお聞きしたいなと思います。

また、先ほど職員の派遣等ということだったので、例えば都市部とかで大規模災害等に厚岸町から職員を派遣しなければならないといったときには、都市部にも派遣するってその周辺の市町村にも、複数の職員を周辺一帯に派遣するような場合と想定されるのではないのかなと思うのですけれども、そういったときに級地があるところだけは加算はされるけれども、それから少し外れた町村には級地から外れるから加算はないよというのであれば、これちょっと派遣のそのときのいろんな調整とかといった中で、非常に不合理なものが出てくるのではないのかなと思うのですけれども、この点についてはどのように考えているところなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） お配りの資料の中で、一般職の職員の給与に関する法律の抜粋の中で、当町にはない俸給の特別調整額、それから専門スタッフ職調整手当、これらは当町で言う管理職手当に相当するものでございます。

そして、2点目の派遣の関係でありますけれども、あくまでも国家公務員に準じた地域手当の定めと今回しておりますので、派遣についての取り扱いについては今回は考えていないということでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 ですから、不公平が生じてしまう恐れがある。

ですから、例えば運用の中で例えば周辺に派遣する場合は、同一にみなすとか、そう

いう規定が1項設けてもいいのではないのかなと思うのですけれども。

なかなか実際にあるかどうかといったものが、想定は今すぐにはできない中での議論なのであれですけれども、万が一そのような場合があったときというものを、やはり配慮ができるものでなければいけないと思うので、そこら辺は一考していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今回、参考資料としてお示しをさせていただいた資料の中に第3項として、前項の地域手当の級地は人事院規則で定めとなっております。

町としては、そもそもの想定自体は札幌市への職員派遣ということでの考えでありました。この人事院規則に細かく地域がそれぞれ定まっておりますので、あくまでもこれに倣った形でのまずは支給になるのかなと考えています。

ただ、そのときそのとき、どこに派遣されるかということは、今現在、札幌市ということしか考えておりませんが、その時々の中で国に準じた支給方法をとっていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 ですから、国にがんじがらめにならなくても弾力的な運用ができるようにしていただきたいと思うのですよ。

今は、札幌市だけと想定してはいますが、先ほど言ったとおりに大規模災害等の職員派遣だって、当然、昨今の災害等の各町村の派遣等も見ても、やはり十分考えられるわけなのですから、やはりそういう弾力性が必要ではないのかなと、今後の検討としてぜひ考察していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） こういった給与の関係、厚岸町の条例で定まっているものがありますけれども、また一方では情勢適用の原則というものが国のほうから言われまして、毎年この給与調査が国のほうから行われているという関係もあるものですから、なかなかそういった自由がきかない部分について、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、そういったケースが出てきた場合については、検討をして支給をすることになるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 4 時27分休憩

午後 4 時28分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。
ここで、理事者側から発言を求められていますので、これを許したいと思えます。
総務課長。

- 総務課長（松見課長） 大変貴重な時間を割いてしまうこととなり、大変申しわけございません。

議案第79号の資料となる議案第79号の16ページに給与費明細表に一部誤りがございました。これを修正・訂正させていただきたいと思い、ただいま訂正前、訂正後のA 4版一枚のペーパーがお配りをされております。

給与費明細表の16ページの中段より少し下の左枠の区分の、給料の区分の欄のその他の増減分の右側の説明欄、職員数の異動状況について誤りがございました。

お配りの議案では、上から現に在職する職員330、下にですね。その他が100、計が430となっております。これは補正後から補正前の数字を減じた額が増減として一番下に入ることになりまして、正しくは増減の欄は現に在職する職員の欄がゼロ人、その他が1人、計1人、2カ所に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

- 議長（佐藤議員） ただいま総務課長から説明のとおり、本字句の訂正にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
それでは、本訂正について直ちに補正予算審査特別委員会へ送付いたします。

- 議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時30分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員